



# 伊勢崎市 景観計画

平成24年11月 改訂版





## 『上毛三山の眺望と豊かな水・緑を活かした 定住文化都市・いせさき』を目指して



伊勢崎市では、平成20年度に景観計画および景観まちづくり条例、屋外広告物条例を施行し、伊勢崎らしい良好な景観の形成に向けた取組みを推進してまいりました。

本市は、美しい赤城山を始め、榛名山や妙義山などの山々の眺望に優れ、利根川や広瀬川などの雄大な川の流れのもと、豊かな水・緑と調和した魅力ある風景が見られます。また、古くから織物のまちとして栄え、養蚕も盛んに行われたことから、今でも、織物や養蚕に関わる建物など、当時の面影を様々な場所で見ることができます。

このたび、境島村の田島弥平旧宅が国の史跡として指定され、周辺の近代養蚕農家建築物のある集落景観を保全するとともに、より一層の良好な景観形成を推進するため本計画を変更いたしました。

本市では、「伊勢崎をもっと元気に、もっと豊に、もっと安全に」を基調として、まちづくりを進めております。本計画のもと、市民や事業者の皆様と行政の協働による伊勢崎らしい魅力ある景観まちづくりに取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました多くの皆様、熱心にご審議いただきました伊勢崎市都市計画審議会、景観審議会、屋外広告物審議会の委員の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成24年11月

伊勢崎市長 **五十嵐清隆**

# 伊勢崎市景観計画（法第8条第1項関係）

## 目次

---

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 景観計画の構成                      | 4  |
| 1. 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）     | 7  |
| 2. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係） | 8  |
| 2-1. 目標達成の3つの視点（3本柱）         | 8  |
| 2-2. 景観形成方針                  | 9  |
| (1) 共通方針                     | 9  |
| (2) 構造別方針                    | 10 |
| 土地利用                         |    |
| ① 市街地景観                      |    |
| ② 田園景観                       |    |
| 軸                            |    |
| ① 河川の景観軸                     |    |
| ② 歴史と文化の景観軸                  |    |
| ③ 骨格道路景観軸                    |    |
| 拠点                           |    |
| ① 水と緑の景観拠点                   |    |
| ② 歴史と文化の景観拠点                 |    |
| ③ 交通の景観拠点                    |    |
| (3) 地域別方針                    | 21 |
| ① 北部地域                       |    |
| ② 北中部地域                      |    |
| ③ 東部地域                       |    |
| ④ 中央地域                       |    |
| ⑤ 南西部地域                      |    |
| ⑥ 南部地域                       |    |
| ⑦ 南東部地域                      |    |

---

---

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 3. 行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号関係) .....         | 36 |
| 3-1.市街地景観に関する行為の制限 .....                   | 38 |
| 3-2.田園景観に関する行為の制限 .....                    | 39 |
| 3-3.歴史と文化の景観軸に関する行為の制限 .....               | 40 |
| 3-4.骨格道路景観軸に関する行為の制限 .....                 | 40 |
| 3-5.歴史と文化の景観拠点に関する行為の制限 .....              | 41 |
| 3-6.交通の景観拠点に関する行為の制限 .....                 | 41 |
| 3-7.景観重点区域に関する行為の制限 .....                  | 42 |
| 4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係) ..... | 51 |
| 4-1.基本事項 .....                             | 51 |
| 4-2.制限に関する事項 .....                         | 51 |
| 4-3.既存法令等との関係 .....                        | 53 |
| 5. 景観重要公共施設の整備に関する事項(法第8条第2項第4号ロ関係) .....  | 53 |
| 6. 景観重要建造物の指定の方針(法第8条第2項第3号関係) .....       | 53 |
| 7. 景観重要樹木の指定の方針(法第8条第2項第3号関係) .....        | 53 |
| 8. 景観協議会の設置の方針(法第15条関係) .....              | 53 |
| 9. 附則 .....                                | 53 |
| 資料編 .....                                  | 55 |

---

# 景観計画の構成

伊勢崎市景観計画は、景観法第8条に規定されている「景観計画」（良好な景観の形成に関する計画）として策定されたものです。また、これは景観行政団体※の伊勢崎市、市民、事業者の協働による「景観まちづくり」を進めていくための基本的な計画になります。

この伊勢崎市景観計画には、「景観計画の区域」、「良好な景観の形成に関する方針」、「行為の制限に関する事項」等が定められています。これらの内容に入る前に、まず景観計画の全体の流れについて説明します。

※「景観行政団体」とは、景観法に基づき、地域の特性に応じた風景や景色を守る取り組みなどの様々な施策を独自に行うことができる地方公共団体です。伊勢崎市は、平成17年5月9日に群馬県内初の景観行政団体になり、市民・事業者との協働を図りながら「景観計画」の策定を進めてきました。本市は、この「景観計画」に基づく条例を制定することにより、届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行います。

## 1. 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

p.7

## 2. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

p.8

### 目標

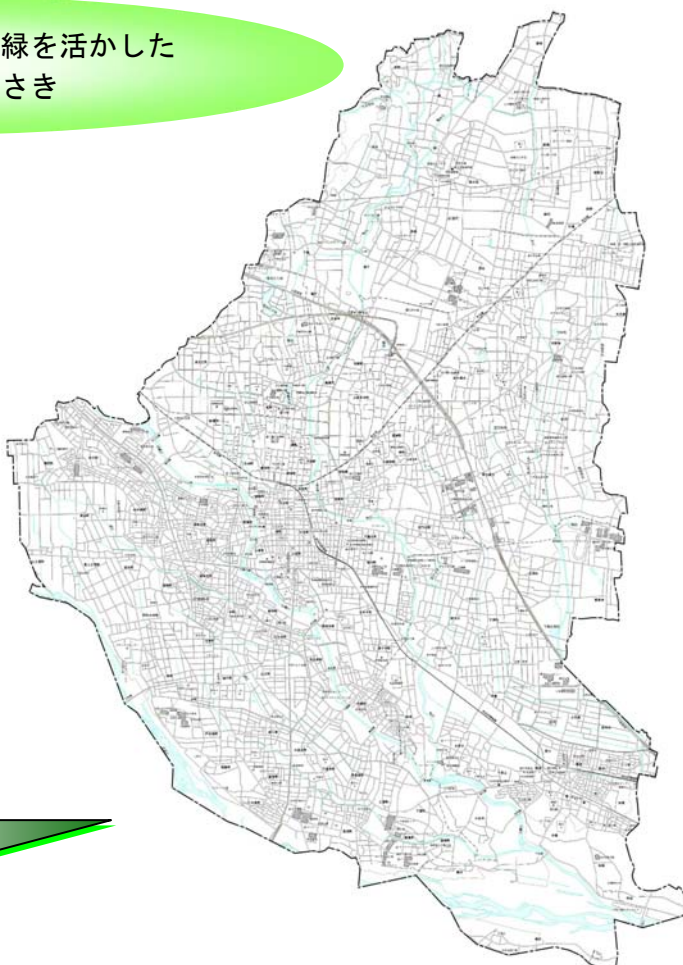
上毛三山の眺望と豊かな水・緑を活かした  
定住文化都市・いせさき

### 目標達成の3つの視点（3本柱）

①県央都市にふさわしい魅力づくり

②伊勢崎の一体性と個性づくり

③市民協働による景観まちづくり





## 景観形成方針

### 共通方針

山並みと水と緑の美しい風景を守り、歴史と文化を継承し、居心地の良い生活空間を創造します。

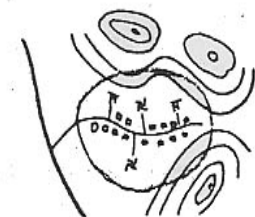
p.9

### 構造別方針

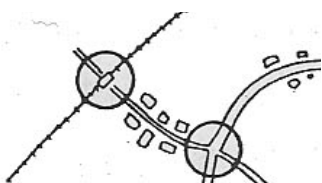
土地利用や軸等、景観資源の要素ごとに方針を整理します。

p.10-19

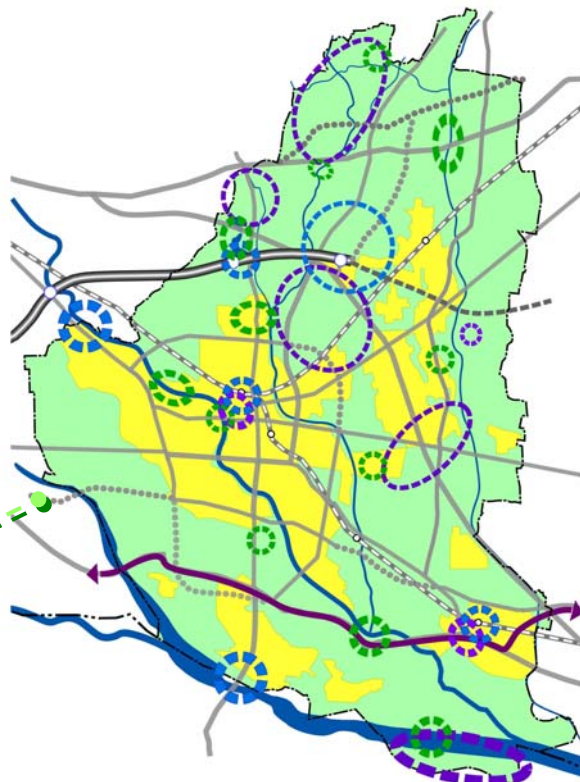
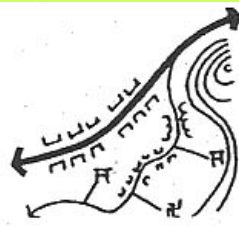
#### 土地利用（面）



#### 拠点（点）



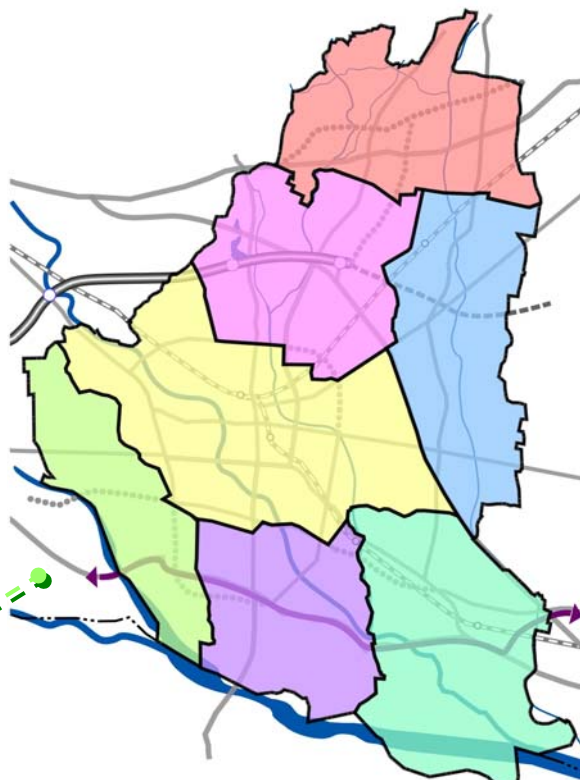
#### 軸（線）



### 地域別方針

景観計画区域（市全域）を7地域に区分し、地域ごとに方針を整理します。

p.21-35



### 3. 行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）

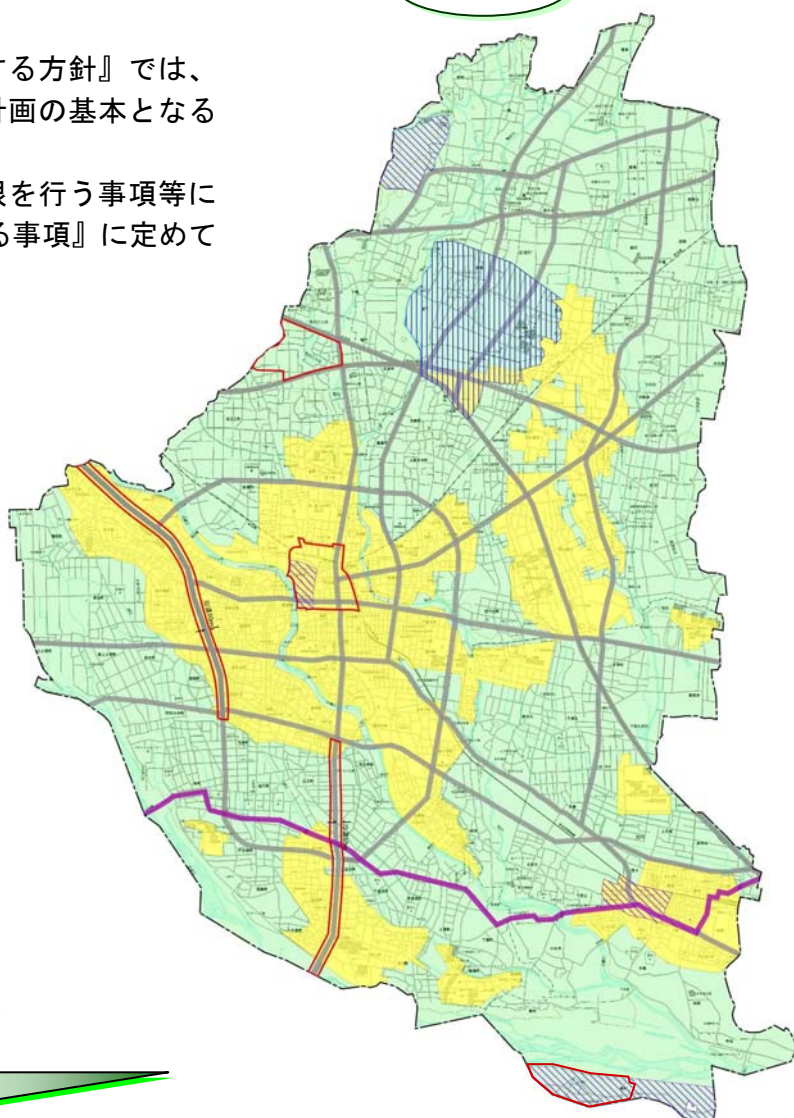
p.36-50

『2. 良好な景観の形成に関する方針』では、長期的な視点から本市の「景観計画の基本となる方針」を定めています。

その中から具体的に行為の制限を行う事項等について、『3. 行為の制限に関する事項』に定めています。

| 行為の制限に関する凡例                       |  |
|-----------------------------------|--|
| 市街地景観に関する制限<br>(面積約 3,907.1ha)    |  |
| 田園景観に関する制限<br>(面積約 10,025.9ha)    |  |
| 歴史と文化の景観軸に関する制限<br>(面積約 62.3ha)   |  |
| 骨格道路景観軸に関する制限<br>(面積約 841.3ha)    |  |
| 歴史と文化の景観拠点に関する制限<br>(面積約 270.1ha) |  |
| 交通の景観拠点に関する制限<br>(面積約 458.3ha)    |  |
| 景観重点区域に関する制限<br>(面積約 353.3ha)     |  |

※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです



これらの「行為の制限に関する事項」のほか、屋外広告物の表示等の制限・景観重要公共施設の整備に関する事項、景観重要建造物・景観重要樹木・景観協議会の指定の方針などについての内容が盛り込まれています。

p.51-53

4. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

5. 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ロ関係）

6. 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

7. 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

8. 景観協議会の設置の方針（法第15条関係）

9. 附則

資料編 平成17年度伊勢崎市景観計画策定委員会中間報告及び平成24年度都市計画審議会資料より抜粋（一部加筆）

p.55-87



## 1

## 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

- ・ 景観計画区域は、伊勢崎市全域（139.33k m<sup>2</sup>）とします。



## コラム：市民の声 ～伊勢崎市の風景～

## ★ 地平線が感じられる水平基調の地形と山並みの眺望

いせさき風景探偵団※1からの提案より  
「赤城山等の素晴らしい眺めを保全する」  
景観に関する市民アンケート※2より  
伊勢崎らしい風景とは～  
「華蔵寺等の公園や赤城山の眺望」



波志江沼環境ふれあい公園

## ★ 伊勢崎市の歴史を伝承する歴史・文化系景観資源

いせさき風景探偵団※1からの提案より  
「数多くある歴史資源を保全する」  
景観に関する市民アンケート※2より  
良好な景観形成のための取り組み～  
「歴史的建物や樹木の保存」



養蚕農家

## ★ 河川を軸にした水と緑

いせさき風景探偵団※1からの提案より  
「水辺や街中のごみをなくす」  
景観に関する市民アンケート※2より  
伊勢崎らしい風景とは～  
「河川をはじめとする自然の景色」  
伊勢崎らしい風景を損ねる要因～  
「河川や水路のゴミなどの汚れ」



粕川

## ★ 豊かな自然と市街地

いせさき風景探偵団※1からの提案より  
「活力ある、きれいなまち並み・景観をつくる」  
景観に関する市民アンケート※2より  
伊勢崎らしい風景を損ねる要因～  
「ごみの投棄や看板の氾濫」



リバータウン広瀬

## ※1：いせさき風景探偵団

公募市民28名で構成され、平成17年9月～平成18年1月までに計6回の会合を開催しました。伊勢崎市の良い風景および良くない風景を抽出するとともに、今後どのような風景や景色の伊勢崎市にしたいか、どのような取り組みをしていくべきかを考えました。その結果は「いせさき風景探偵団探偵結果報告書」としてとりまとめられ、市に提案がされました。

## ※2：景観に関する市民アンケート

平成17年8月～9月に、伊勢崎市内に住む20歳以上の住民を対象として、普段感じている伊勢崎市の良い景観、改善すべき景観などについて調査しました。2,000人の配布に対して、602人の方から回答を頂きました。（回収率 30.1%）

# 2

## 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

伊勢崎市の特徴となっている豊かな景観資源を後世に継承し、保全・活用していくとともに、これらの取り組みを通して、市民、事業者、行政が、景観まちづくりの目標を共有します。

また、20万人市民が、いつまでもいきいきと住み続けられる伊勢崎市づくりへと結び付けていくとともに、市民、事業者、行政が協働して新市にふさわしい「県央都市」としての景観まちづくりを目指します。

### 【目標】

## 上毛三山の眺望と豊かな水・緑を活かした 定住文化都市・いせさき



### 2-1 目標達成の3つの視点（3本柱）

#### ① 県央都市にふさわしい 魅力づくり

20万人市民の暮らしを大事にし、屋外広告物や建築物の形態・意匠の適正化により、まちの「顔」を引き立てる、魅力ある景観まちづくりを進めます。

#### ② 伊勢崎の 一体性と個性づくり

山々への眺望、広大な田園景観、河川の水辺、歴史・文化的景観資源等を守り、活かし、いつまでも市民が身近に享受できるよう、個性と一体性を伸ばす景観まちづくりを進めます。

#### ③ 市民協働による 景観まちづくり

市民が景観まちづくりの目標を共有し、景観まちづくりに主体的な関わりを持ち続けていけるよう、市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりを進めます。

## 2-2 景観形成方針

### 景観形成方針（１）共通方針

伊勢崎市全体の景観形成にあたっての方針を以下の通り整理します。

#### 【共通方針】

山並みと水と緑の美しい風景を守り、歴史と文化を継承し、居心地の良い生活空間を創造します。



#### （２） 構造別方針

伊勢崎市の景観資源について、市の景観を形成する重要な要素の捉え方（景観構造因子）別に整理し、それぞれの景観づくりの方針を整理します。

土地利用 ① 市街地景観

② 田園景観

軸 ① 河川の景観軸

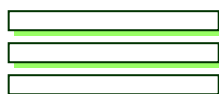
② 歴史と文化の景観軸

③ 骨格道路景観軸

拠点 ① 水と緑の景観拠点

② 歴史と文化の景観拠点

③ 交通の景観拠点



#### （３） 地域別方針

地域の市民になじみのある範囲や地域特性を活かした取り組みの方向性を示すため、景観計画区域を7地域に区分し、地域別に景観づくりの方針を整理します。

① 北部地域

② 北中部地域

③ 東部地域

④ 中央地域

⑤ 南西部地域

⑥ 南部地域

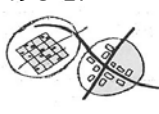
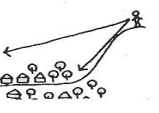
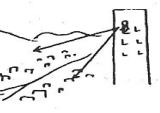
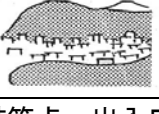
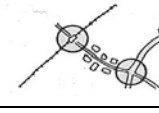
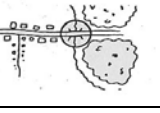
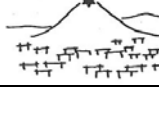
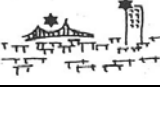
⑦ 南東部地域

## 景観形成方針(2)構造別方針

伊勢崎市の景観資源について、市の景観を形成する重要な要素の捉え方（景観構造因子）別に整理すると、土地利用（面的要素）、軸（線的要素）、拠点（点的要素）に区分されます。

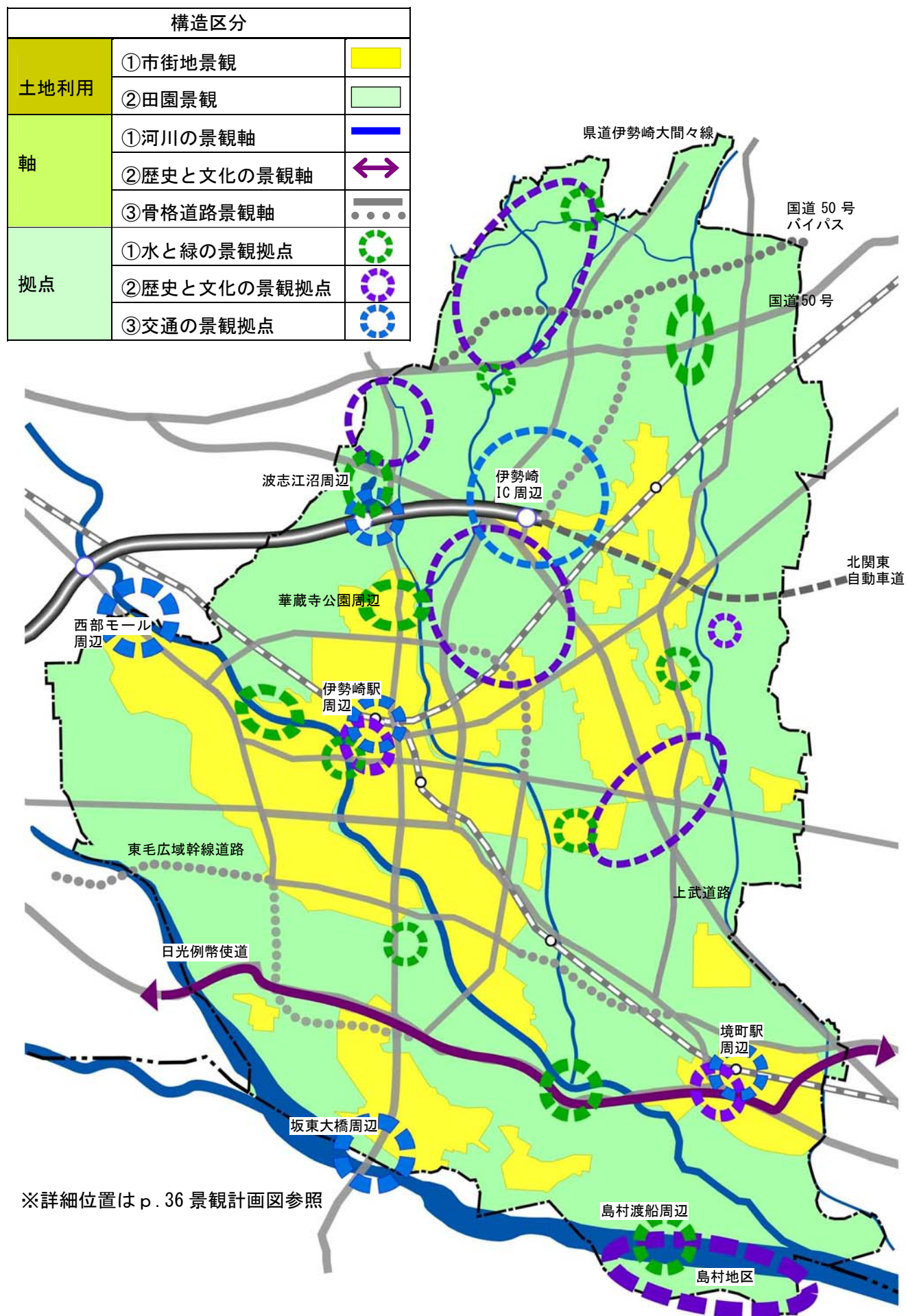
以下、構造別に、それぞれの景観づくりの方針を整理します。

### ■ 景観資源を踏まえた構造別分類

| 景観資源               |                                                                                                                                                                                                                                          | 自然系<br>景観資源          | 歴史・文化系<br>景観資源      | 都市系<br>景観資源                         | 心象系<br>景観資源  | 要素   |        |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------|-------------------------------------|--------------|------|--------|
| 景観構造因子             |                                                                                                                                                                                                                                          |                      |                     |                                     |              |      |        |
| 地域のまとまりとなる要素       | <b>地区・まとまり</b><br>…ひとつの類似性やまとまりをもって広がり、周囲と異質な特色のある地区<br>               | 公園・緑地<br>池沼<br>動物生息地 | 寺社の杜<br>宿場跡         | 計画的団地<br>地区<br>既成市街地<br>集落<br>農地・緑地 |              | 面的要素 | ⇒ 土地利用 |
|                    | <b>眺望・見晴らし</b><br>…自然や都市の中にあるビューポイント。「眺望」を「眺望点」に限定して捉える<br>          | 河川土手                 |                     | 建築物の上層<br>橋<br>大観覧車                 | 建築物の上層       | 面的要素 | ⇒ 土地利用 |
| 市民の日常生活の中での景観やまち並み | <b>骨格・みちすじ</b><br>…線的な骨格を形成する要素。「うつり変わり」、「見え隠れ」は、副次的なものとして捉える<br>  | 中小河川<br>用水路          | 古道跡<br>河岸跡          | 道路<br>鉄道                            |              | 線的要素 | ⇒ 軸    |
|                    | <b>境界・ふちどり</b><br>…他の領域との境界を視覚的に意識させ、「景域」を限定する要素<br>               | 大河川<br>緑地<br>山並み（市外） |                     | 跨線橋<br>大橋                           | 大河川          | 線的要素 | ⇒ 軸    |
|                    | <b>結節点・出入口</b><br>…本市への出入口、年と自然との出入口、骨格が交わる結節点<br>                 | 川の合流点                |                     | 駅<br>橋<br>幹線道路市域界                   |              | 点的要素 | ⇒ 拠点   |
|                    | <b>焦点・めじるし</b><br>…周囲と際立った形態や周囲と異質な形態を有し、地形の象徴、ランドマークとなっている要素<br>  | 山(市外)<br>独立樹         | 古墳・遺跡<br>建造物<br>大鳥居 | 大規模建築物<br>橋<br>大観覧車                 | 山(市外)<br>建築物 | 点的要素 | ⇒ 拠点   |

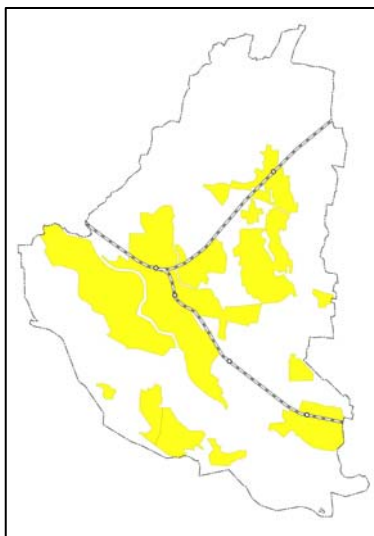


【構造別方針図 概念図】



## 土地利用 ① 市街地景観

### 《現状》



市街地は、伊勢崎駅や新伊勢崎駅など交通至便な地区を中心に集積している他、境町駅周辺や東地域の拠点周辺に市街地が形成されています。

住宅団地や民間開発の新興住宅地では、建築協定等による生垣の整備など、統一感のあるまち並みが形成されています。



本町通り

#### 【想定対象区域】

- ・用途地域が指定されている区域

### 《方針》

- 生活の基本空間である住宅地や、商業・工業の産業系等、利用特性に応じて誘導します。
- 駅周辺などについては人のにぎわう場所にふさわしい景観形成を図ります。

#### a. 建築等の色彩やデザインの向上

- ・個性や工夫を基本としながらも、周辺環境との調和に配慮した色彩やデザインを奨励します。また、大規模建築物については、壁面、屋根等の位置やデザインの工夫による景観形成を誘導します。
- ・駐車場周囲や屋上、壁面緑化等、敷地内緑化を推進します。
- ・地区計画や景観地区指定、景観協定等、地域住民等同士のコミュニケーションに基づくルールづくりを支援します。

#### b. 店舗や工場と住宅地の景観との調和

- ・店舗や工場、屋外広告物等は、住宅や田園など周辺地域との調和に配慮したデザインや色彩を採用します。
- ・施設の周辺部については、落ち着いた色彩のフェンス等の採用や、植栽・生垣など、敷地境界部における景観形成を推進します。

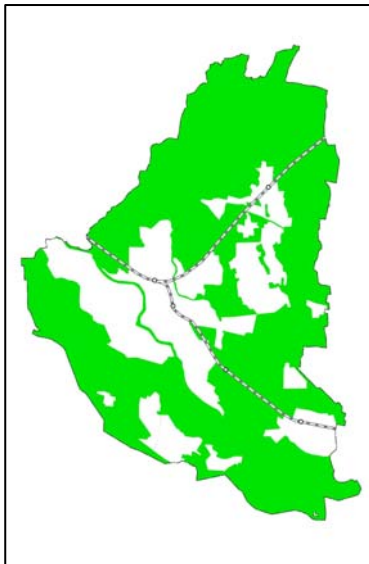
#### c. 安全で快適な歩行者空間の確保

- ・主要な駅周辺地区などの電線類の地中化を進めます。
- ・案内板やサインの設置など、駅前と主要な施設、資源を結ぶネットワークづくりを進めます。
- ・区画整理事業等の整備とあわせた、安全で快適な歩行者空間の整備と充実を図ります。
- ・デザインを工夫したベンチや街灯等を設置します。

## 景観形成方針(2)構造別方針

## 土地利用 ② 田園景観

## 《現状》



まとまった規模の農地では、視界を遮るものがなく、赤城山等の裾野の広がりがよく見えるなど、良好な田園空間が形成されており、市の原風景を有しています。

その一方、市の南部の利根川沿いや、東部の市境等には工場が点在しており、その間に農地と住宅地が混在しています。



市立伊勢崎高校周辺

## 【想定対象区域】

- ・用途地域が指定されていない区域

## 《方針》

- 農地や水路などの適切な維持によりゆとりと潤いを感じられる風景要素を保全します。

## a. 田園景観の保全

- ・まとまりのある農地の維持・継承による景観の保全を図ります。
- ・河川や住宅地など周辺景観と調和した田園景観の形成を図ります。
- ・農業従事者の育成・支援など、営みのある田園景観維持のための農業施策の展開を検討します。

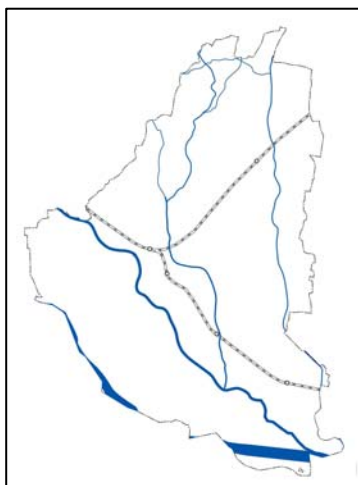
## b. 集落景観の保全

- ・地域の特徴となっている「かしぐね」などの屋敷林の景観保全を図ります。



## 軸 ① 河川の景観軸

### 《現状》



本市の南部を流れる利根川、また市街地を貫き市の骨格を形成している広瀬川、粕川、早川など、多くの河川景観が市に潤いを与えています。

#### 【想定対象区域】

- ・利根川、広瀬川、粕川、早川に隣接した区域



利根川

### 《方針》

- 利根川、広瀬川、粕川、早川の沿川空間について、人々が水辺に親しみ、豊かな自然的眺望を楽しめる景観形成を図ります。現在進められている遊歩道等の整備を推進するとともに、水と緑の軸としての広がりのある眺望の確保や、水質そのものの維持・向上などにより、河川の景観軸としての魅力を高めます。

#### a. 水と緑の景観軸づくり

##### ◎眺望点の確保

- ・河川敷を活用した集いの場づくりや、山並みなどへの視点場の整備等により、眺望を楽しむ場を確保します。

##### ◎気軽に訪れ親しめる空間づくり

- ・サイクリングロードや遊歩道の整備・美化により、快適に散策できる河川敷の道づくりを行います。
- ・周辺住民や事業者などの理解・協力により河川敷の美化活動を実施します。

#### b. 河川景観と調和した周辺市街地づくり

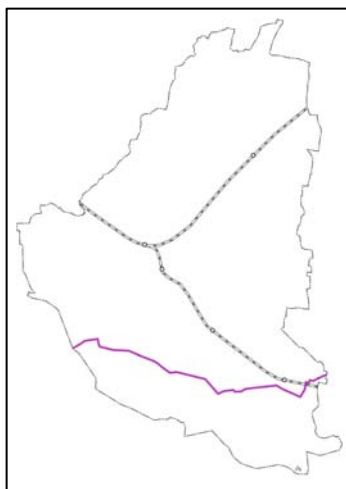
- ・民有地に対する緑化の促進などにより、河川沿いの水と緑の空間に調和したまち並みの景観を形成します。
- ・河川沿いの建築物の形態やデザインなどにより、河川沿いのまち並みとの連続性に配慮した景観を形成します。
- ・橋詰の周辺については、屋外広告物等の立地に対する規制誘導を行います。



## 景観形成方針(2)構造別方針

## 軸 ② 歴史と文化の景観軸

## 《現状》



本市には多くの寺社、文化財、古くからの街道など、本市の歴史・文化を語る上で重要な資源が残されています。

特に、日光例幣使道の周辺には、寺社や史跡等があります。

## 【想定対象区域】

- ・日光例幣使道、国道 354 号の一部の沿道 20m の区域



かつての日光例幣使道

## 《方針》

- 歴史を今に伝える旧道、沿道建物などの景観や遊歩道の整備などにより回遊性を高めます。また、かつて人々の生活の中心となっていたこれら旧道などについて「歴史と文化の景観軸」に位置づけ、これまでの取り組みや地域のまちづくりの熟度に応じて、歴史・文化の風情を継承する沿道の景観形成を図ります。

## a. 旧道などの沿道景観の向上

- ・旧道沿いの歴史・文化系景観資源の保全・活用を図ります。
- ・かつての旧道のイメージを踏襲するなど、沿道建築物等の形態・意匠についてのルールづくりを検討します。
- ・旧道のイメージに配慮した屋外広告物や看板・街灯などの設置に関するルールづくりを進めます。
- ・旧道沿いなどに残る樹林や塀等の保全や、歴史的風情を感じる垣・柵などの保全・誘導を図ります。

## b. 歴史・文化系景観資源のネットワークづくり

- ・案内板やまち並みの演出、ルートづくりなどの演出により、人々が回遊する軸の位置づけ、整備を図ります。
- ・歴史・文化系景観資源の情報発信を充実し、周辺住民や事業者の認知を高め、保全・継承に対する理解を深めます。

## 軸 ③ 骨格道路景観軸

### 《現状》



本市の交通の骨格となる道路は、広い市域において、まち並み景観を形成する骨格であり、多くの市民、来街者の利用するものです。

このことから、沿道の景観は本市を印象づけている大きな要素といえます。

#### 【想定対象区域】

- ・骨格道路の沿道 20mの区域



東毛広域幹線道路

### 《方針》

- 市内を通る国道、環状道路など主要な幹線道路について、沿道の土地利用誘導や山々への眺望を確保した景観形成を図るとともに、安全で快適な通行に配慮した道路づくりの工夫と、沿道景観の向上に努めます。

#### a. 沿道景観の向上

##### ◎屋外広告物等に関する規制誘導

- ・屋外広告物や建物形態等、沿道景観を構成する主要素について規制誘導を強化するためのルールづくりを検討します。

##### ◎沿道緑化の推進

- ・関係機関との協議、周辺居住者や事業者の協力のもと、街路樹の改良や、整備により沿道緑化を充実、民有地の緑化を推進します。

##### ◎道路標識等の誘導

- ・道路標識等や公共施設等の案内板・サイン等は見やすく理解しやすい工夫を行うとともに、設置主体ごとの調整に資するガイドライン等の作成を検討します。

#### b. 歩行者空間の安全性と快適性の向上

- ・歩きやすく、歩いて楽しい歩行者空間づくりを行うため、道路整備や沿道景観の向上を図ります。

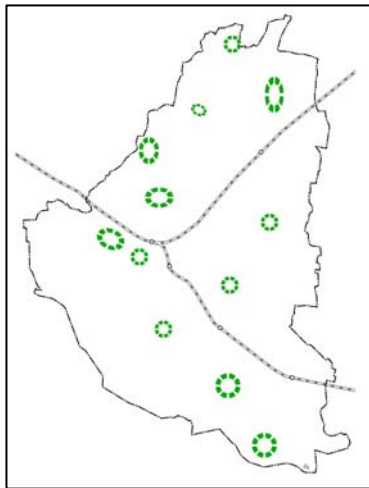
#### c. 眺望点となる空間づくり

- ・ポケットパークの整備などにより山並みや見晴らしを味わう眺望点を確保します。

## 景観形成方針(2) 構造別方針

## 拠点 ① 水と緑の景観拠点

## 《現状》



華蔵寺公園、波志江沼環境ふれあい公園、いせさき市民のもり公園など大規模な公園緑地が点在し、緑を補っています。

また、社寺や旧家等にまとまった樹林地や天然記念物に指定された大木などが残されており、地区のシンボルとなっています。



波志江沼環境ふれあい公園

## 【想定対象区域】

- ・小菊の里周辺、赤堀せせらぎ公園周辺、赤堀花しょうぶ園・波志江沼環境ふれあい公園周辺、早川橋周辺、華蔵寺公園周辺、あずま水生植物園周辺、西部公園周辺、新開橋周辺、伊与久沼周辺、いせさき市民のもり公園周辺、豊東橋周辺、島村渡船周辺

## 《方針》

- 市民の憩いと交流、潤いを与える大規模な公園・池沼や河川と道路の交点（橋詰）について、緑や水辺が織り成す眺望を活かした、人々の交流・休養の場づくりを行います。

## a. 既存公園等の活用

- ・大規模公園や河川等の景観軸と身近な緑等とを結び、周辺の要素と一体性を確保します。
- ・公園周囲の建築物や屋外広告物に対するルールづくりを進めます。

## b. 眺望景観の保全と活用

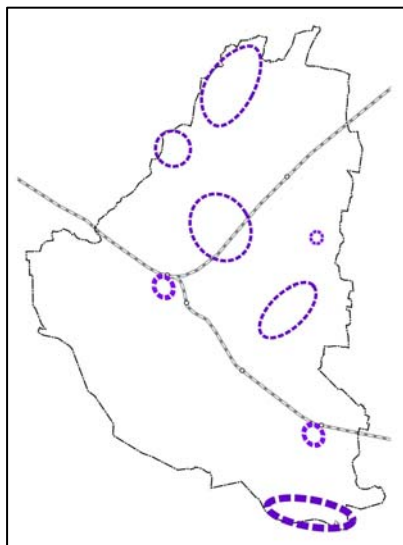
- ・河川・道路の結節点など、見晴らしの良い地点を景観拠点として位置づけを明確にします。
- ・眺望を楽しめる場として整備し、案内板やサイン等の設置により保全に対する意識啓発を図ります。

## c. イベントや環境学習などへの活用

- ・景観の拠点となる場として広報を図り、イベントの開催など、市民が集う場づくり、自然環境などを学ぶ場として活用します。

## 拠点 ② 歴史と文化の景観拠点

### 《現状》



旧市街地には、社寺や旧家等の歴史・文化系景観資源が点在しています。

また、市内には山門や鳥居、古木など歴史的な面影が残っており、養蚕・蚕種にまつわる文化財も各地に点在しています。



同聚院の武家門

### 【想定対象区域】

- ・赤堀茶臼山古墳周辺、石山観音・女堀等周辺、上植木廃寺・三軒屋遺跡等周辺、鶴巻古墳・十三宝塚遺跡等周辺、伊勢崎駅周辺、境町駅周辺、島村養蚕農家群、小泉稻荷神社周辺

### 《方針》

- 各地域の歴史や文化を伝える建築物や街なみなど、身近な歴史・文化系景観資源を新たに発掘・評価しながら、景観まちづくりの資源としての活用を検討します。また、歴史・文化系景観資源に対する市民の関心を高めます。

#### a. 歴史・文化系景観資源としての建築物や史跡等の保全

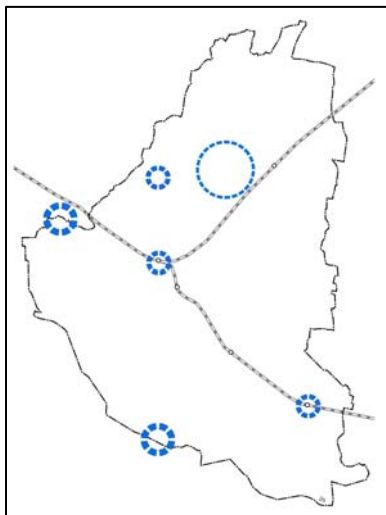
- ・歴史・文化系景観資源として価値の高い建築物などについて、景観資源として位置づけ、その保全に努めます。
- ・現在、文化財等の位置づけがないものの、地域において歴史・文化的価値の高いもの等、身近な歴史・文化系景観資源について把握し、活用を検討します。



## 景観形成方針(2)構造別方針

## 拠点 ③ 交通の景観拠点

## 《現状》



北関東自動車道の整備工事、波志江沼周辺のパーキングエリア建設などの完成に伴う土地利用の変化が予想されます。

また、市の玄関口にあたる市境界付近は、特に市の顔に相応しい街並み景観が求められますが、オートレース場周辺等では屋外広告物が乱立しています。



伊勢崎インターチェンジ周辺

## 【想定対象区域】

- ・西部モール周辺、波志江パーキングエリア周辺、伊勢崎インターチェンジ周辺、伊勢崎駅周辺、境町駅周辺、坂東大橋周辺

## 《方針》

- 市内外の人々が行き交う幹線道路の市境界については、市の玄関口となる都市景観の形成に取り組むとともに、眺望点としての立地を活かし、個性と潤いある景観形成を図ります。車利用の玄関口として利用も多い伊勢崎インターチェンジ周辺の恵まれた田園環境や山々への眺望が自然的景観を印象付けており、長大な広告物や無秩序な土地利用を防止します。また、今後整備される波志江パーキングエリア周辺や高速道路整備工事をふまえたその周辺の沿道景観の誘導に配慮します。

## a. 看板や広告物等に対する配慮

- ・市の玄関口にあたる拠点として、屋外広告物や建築物の壁面の意匠や色彩について、ルールづくりを検討します。

## b. 周辺土地利用の誘導

- ・建築物等の立地にあたっては、周辺景観と調和した壁面の色彩や形態等に関する配慮のためのルールづくりを検討します。

## コラム：市民の声 ～伊勢崎市の景観まちづくり～

### ★ 伊勢崎市の景観まちづくりについて

景観資源について

「歴史・文化系資源の価値を見直し、伊勢崎らしさとして継承する」  
「河川のゴミ拾いや水の浄化等により河川景観の保全と活用を図る」

景観まちづくりの進め方

「それぞれの地域の性格に応じた景観まちづくりを進める」  
「地域や、産業・観光等の活性化と連動した景観まちづくりを進める」



### ★ 景観まちづくりを推進する上で取り組むべきこと

市民・地域は…

「地域の景観まちづくりの方向性・目標を皆で共有する」  
「市民や地域での自主的な取り組みが重要であるので更に活性させる」  
「自ら地域ごとの景観ルールを定めていく」

行政は…

「伊勢崎市の誇りを高める意識啓発を進める」  
「公共施設が率先して景観まちづくりのモデルを示していく」  
「連携を強めるとともに、戦略をもって景観まちづくりを進める」



### ★ 景観まちづくりの運用について

「協働の景観まちづくりを支える仕組みづくり」  
「市民が、自ら地域の景観まちづくり方針を定められる仕組みづくり」  
「ルールやマナーの遵守」  
「景観まちづくりにおいて重点となる場所のルール強化」  
「サインや色彩など、個別の指針づくり」



#### ※：関係団体ヒアリング

平成 18 年 7 月～8 月に市内の景観まちづくりに関係する団体＝商業・屋外広告物・建築・農業・文化財（計 23 団体）＝を対象に、計 4 回のヒアリングを開催しました。

「伊勢崎市の景観まちづくりについて」「景観まちづくりを推進する上で取り組むべきこと」「景観まちづくりの運用について（景観まちづくり条例、屋外広告物条例について）」をテーマに、普段感じていることや今後の提案などのご意見をいただきました。

## 景観形成方針(3)地域別方針

広大な市域には、それぞれの地域の成り立ちの違いもあり、その背景を重視して取り組むことも必要です。

地域の市民になじみのある範囲や地域特性を活かした取り組みの方向性を示すため、各地域の範囲、道路・河川等の分断要素、農地・集落地、市街地等の大まかなまとまりを考慮し、以下の7区分によりその方針を設定します。

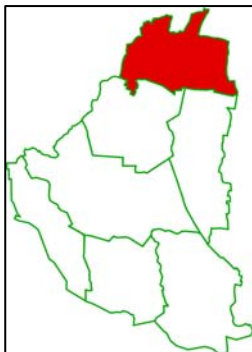
【地域区分図】





## ① 北部地域

### 《特性・位置づけ等》



- ・赤城山の東南山麓の末端に位置し、北西部には丘陵地帯が広がり、中央部から東部には大間々扇状地の西端となる緩やかな平坦面が開けています。
- ・古くから農業を主な産業として発展してきており、遺跡等も多く先人の営みが感じられます。
- ・国道 50 号が東西の都市間を連結し、さらに南北にも主要地方道伊勢崎大間々線等が走り、隣接する伊勢崎インターチェンジに繋がるなど、優れた交通環境を有しています。
- ・工業流通団地や工業団地など工業用地が点在しています。
- ・50 号バイパスの整備が進むなど、交通利便性がさらに向上することなどから、郊外部のさらなる発展が予測されます。

### 《方針》

- まとまった農地や集落地を活かした豊かな田園風景と、山並みの眺望を保全します。
- 早川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 工業地や幹線道路の沿道について、田園風景との調和を誘導します。
- 50 号バイパスの整備に伴う沿道景観を誘導します。
- 赤堀茶臼山古墳やその周辺の丘陵地帯の歴史・文化的な景観を保全します。

本地域は、なだらかな丘陵地帯の発端部にあたり、雄大な山々の眺望が特に認識されやすいことから、山々と田園の広がりで構成される眺望を維持します。

伊勢崎の市街地を一望できる視点場を有していることから、これを阻害しないようにします。

歴史の面影を残す歴史・文化系景観資源とそれを取り巻く田園風景が一体となった風景を維持します。

新たな交通基盤の整備にあわせて、周辺の田園風景になじむよう軸上に緑を形成します。



小菊の里からは市街地が一望できる



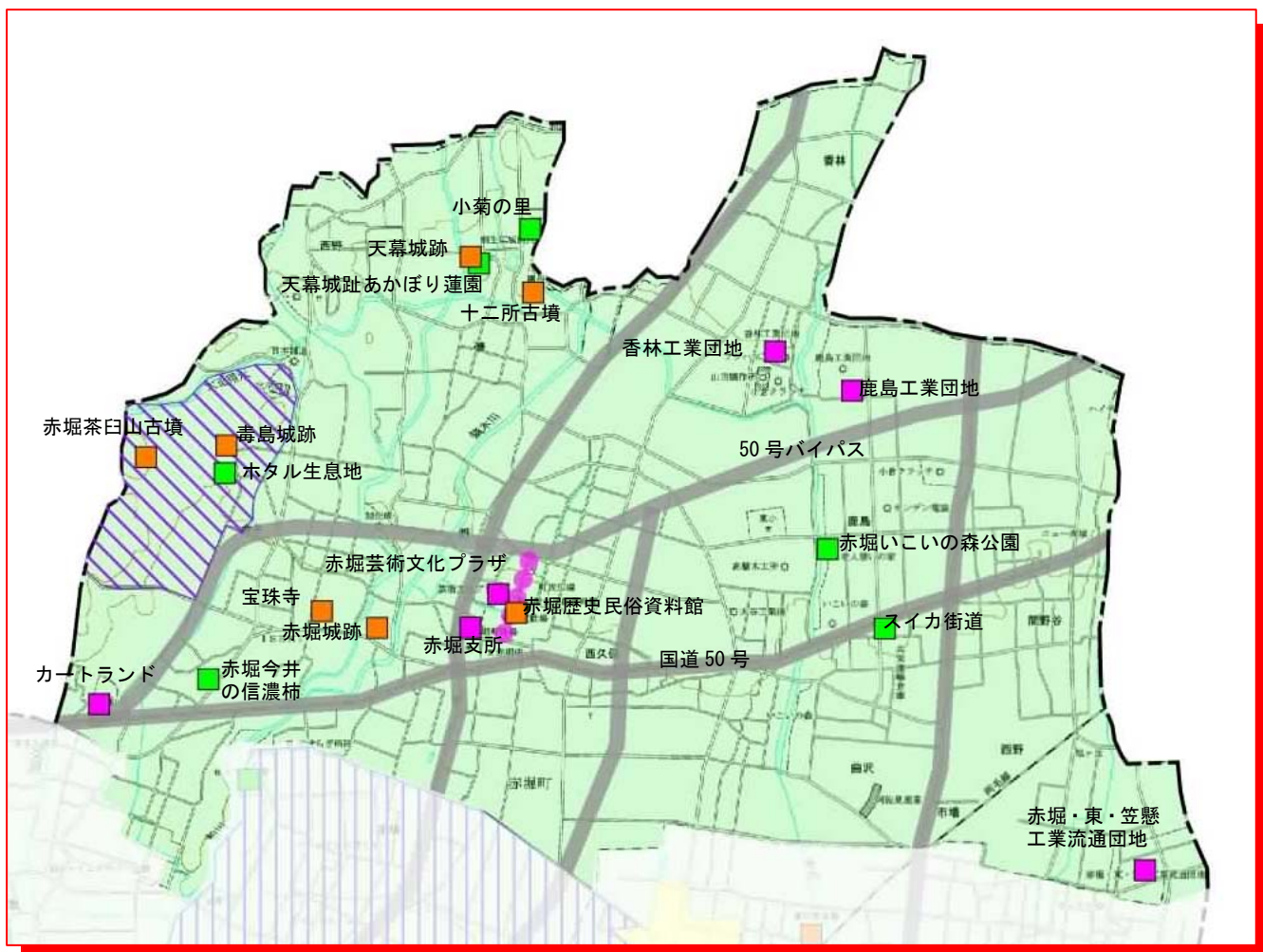
天幕城跡あかぼり蓮園などの自然系景観資源が点在する



毒島城跡周辺は田園風景が広がっている



【地域別景観計画図】



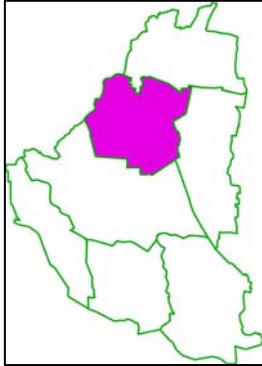
| 行為の制限に関する凡例      |  |
|------------------|--|
| 田園景観に関する制限       |  |
| 骨格道路景観軸に関する制限    |  |
| 歴史と文化の景観拠点に関する制限 |  |

| 景観資源凡例 |            |
|--------|------------|
|        | 自然系景観資源    |
|        | 歴史・文化系景観資源 |
|        | 都市系景観資源    |
|        | 並木道        |

※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです

## ② 北中部地域

### 《特性・位置づけ等》



- ・地域北部は優良農地が多く既存集落が点在しており、南部は住宅と工場が混在しており、また小規模開発による住宅地が多く見られます。
- ・上植木本町、豊城町を中心に神社、古墳、遺跡などが点在しています。
- ・北関東自動車道整備工事が進められており、波志江パーキングエリアの整備が計画されています。
- ・波志江沼環境ふれあい公園の整備が進められており、平成 20 年に開催する「第 25 回全国都市緑化ぐんまフェア in いせさき」の主会場となることが決定しています。

### 《方針》

- 田園風景の保全や、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
- 粕川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 幹線道路の沿道景観の向上に努めます。
- 集積する遺跡群など、歴史・文化系景観資源を保全、活用します。
- 合併記念公園としての波志江沼環境ふれあい公園の整備や、新市の玄関口としての波志江パーキングエリアの開設に伴い新たな景観形成に努めます。

山々の輪郭線と田園の広がりで構成される眺望を維持します。

全体的に平坦な地形を有しており、華蔵寺公園、波志江沼環境ふれあい公園、屋敷林等が主な緑のアクセントになっており、緑が眺めに映えるよう際立たせます。また、波志江沼環境ふれあい公園は、地域の景観を特徴づける整備拠点として位置づけます。

上植木廃寺や女堀など古代歴史の面影を残す歴史・文化系景観資源とそれを取り巻く田園風景が一体となった風景を維持します。また、華蔵寺公園周辺等、歴史と潤いのある落ち着いた佇まいを維持します。

開設が予定されているパーキングエリア付近は、上毛三山や波志江沼の景観との調和が図られた市の玄関口として整備します。



波志江沼環境ふれあい公園の整備が進められている



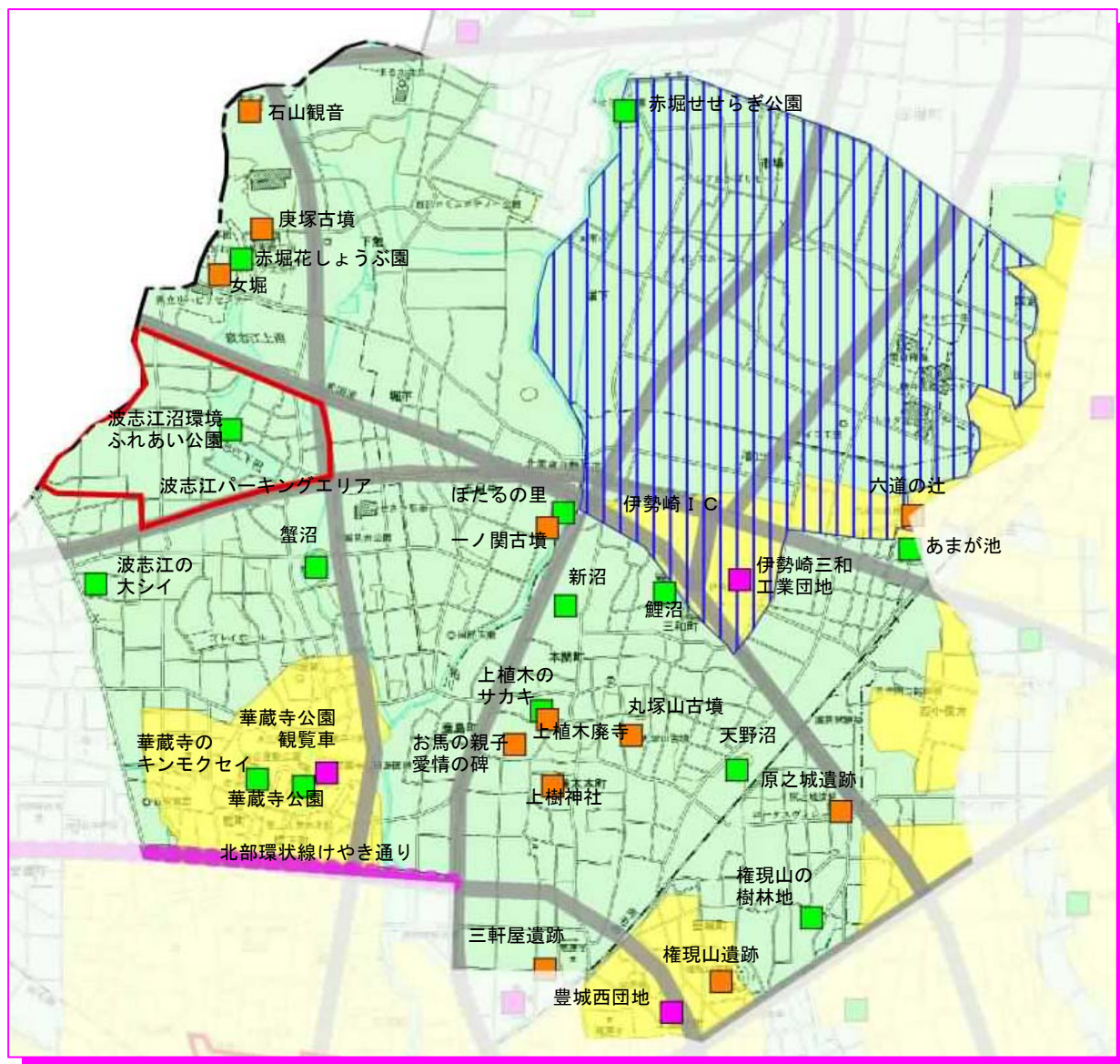
赤堀花しょうぶ園等歴史と自然の潤いのある景観資源が点在する



北部環状線けやき通りは「群馬の並木」に選ばれている



【地域別景観計画図】



行為の制限に関する凡例

|               |  |
|---------------|--|
| 市街地景観に関する制限   |  |
| 田園景観に関する制限    |  |
| 骨格道路景観軸に関する制限 |  |
| 交通の景観拠点に関する制限 |  |
| 景観重点区域に関する制限  |  |

景観資源凡例

|  |            |
|--|------------|
|  | 自然系景観資源    |
|  | 歴史・文化系景観資源 |
|  | 都市系景観資源    |
|  | 並木道        |

※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです

### ③ 東部地域

#### 《特性・位置づけ等》



- ・全体的に平坦な地形を有し、地域の中心には早川が流れ、山並みと調和した美しくのどかな田園風景が広がっています。
  - ・天然記念物の池や樹木、小泉稲荷の大鳥居や鶴巻古墳等の歴史・文化系景観資源があり、山並みや田園風景に調和した独特な風景を構成しています。
  - ・史跡や文化財等、奈良時代からの交通の要衝としての歴史を感じさせる風景が、特徴ある景観を構成しています。
  - ・主要幹線道路である国道 17 号（上武道路）沿いには、大規模商業施設や事業所の進出など都市的な土地利用が進んでいます。
- ・北関東自動車道の高速道路整備工事が進められており、大規模小売店の出店や流通系企業の立地促進が予想されています。

#### 《方針》

- 田園風景の保全と、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
- 早川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 幹線道路の沿道景観の向上に努めます。
- 北関東自動車道整備に伴う沿道の景観を誘導します。
- 点在する歴史・文化系景観資源や、水辺を活かした景観の形成を図ります。

山々の輪郭線と田園の広がりで構成される眺望を維持します。

全体的に平坦な地形の中で、公園、古墳、屋敷林等が主な緑のアクセントになっていることから、緑が眺めに映えるよう際立たせます。

田園風景を歩いて楽しめるように、河川（早川）に連なる小道によって大鳥居、古墳群などを一体に感じられる空間とします。

住宅地や道路沿道施設の増加に対応し、田園風景を維持するよう緑あふれる市街地を形成します。



大鳥居と山並みはランドマークとなっている



小泉稲荷神社周辺には歴史・文化系景観資源が点在している



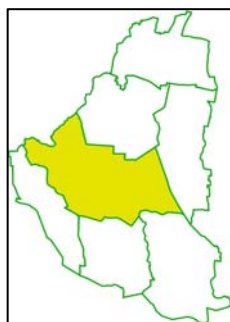
鶴巻古墳等の歴史・文化系景観資源が早川沿いに分布している





## ④ 中央地域

### 《特性・位置づけ等》



- ・ 広瀬川および粕川などの河川が流れており、水と緑の豊かな空間を形成しています。
  - ・ 旧時報鐘楼、いせさき明治館、伊勢崎神社や相川考古館等の歴史・文化系景観資源がまちなかに点在しています。
  - ・ 駒形バイパスに近い市境界付近には、郊外型の大規模小売店舗が集積しています。
  - ・ 環状線や伊勢崎中央通線、坂東大橋石山線など、中心市街地への導入路や、都市内、都市間の連絡軸となる道路が整備されています。
- ・ 伊勢崎駅周辺の中心市街地は、土地区画整理事業が行われています。
- ・ 中心市街地の交通渋滞緩和に向けた鉄道の連続立体交差事業が進められています。

### 《方針》

- 伊勢崎駅周辺は、にぎわいのある新たな市の顔づくりと伊勢崎の歴史や文化のたたずまいが調和したまちづくりに努めます。
- 広瀬川、粕川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 幹線道路の沿道景観の向上に努めます。
- 西部幹線沿道および伊勢崎駅周辺においては、市の玄関口にふさわしい景観を誘導します。

全体的に平坦な地形の中で、河川が重要な景観の軸となっており、軸状のアクセントとなるよう誘導します。

歴史・文化の継続性が認識されるよう、歴史・文化系景観資源を核にその周辺が馴染むような景観を誘導します。

都市の中心となる賑わいを保つとともに、日常生活において安らぎと落ち着きが得られる健全な環境を維持します。



本町通りは電線地中化が進められている



曳屋移転された中心市街地のシンボルとなっているいせさき明治館がある



図書館周辺の広瀬川は水と緑の潤いのある空間を形成している





## ⑤ 南西部地域

### 《特性・位置づけ等》



- ・利根川河川敷に位置し豊かな河川緑地や水辺空間があるとともに、西部の市境界付近は広範囲にわたり農地となっています。
- ・日光例幣使道の一部では、柴宿本陣跡などの歴史・文化系景観資源が保全されており、沿道の整備も行なわれています。
- ・利根川沿いにはサイクリングロードが整備されており、山並みの眺望点ともなっている環境拠点施設があります（清掃リサイクルセンター21等）。

### 《方針》

- 豊かな田園風景の保全や、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
- 利根川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 日光例幣使道沿道の景観形成について検討します。
- 幹線道路の沿道景観の向上に努めます。

全体的に河川に面した平坦地を有しており、山々が景観を特徴づける目印（ランドマーク）として眺望できるため、山々の輪郭線と田園の広がりで構成される景観を維持します。  
工業団地は、田園風景の一要素として、広大な田園と山並みの風景に馴染むようにします。  
日光例幣使道沿道は、旧道の歴史を感じさせる景観を維持します。



日光例幣使道 柴宿本陣跡の周辺  
は街路整備が進められている



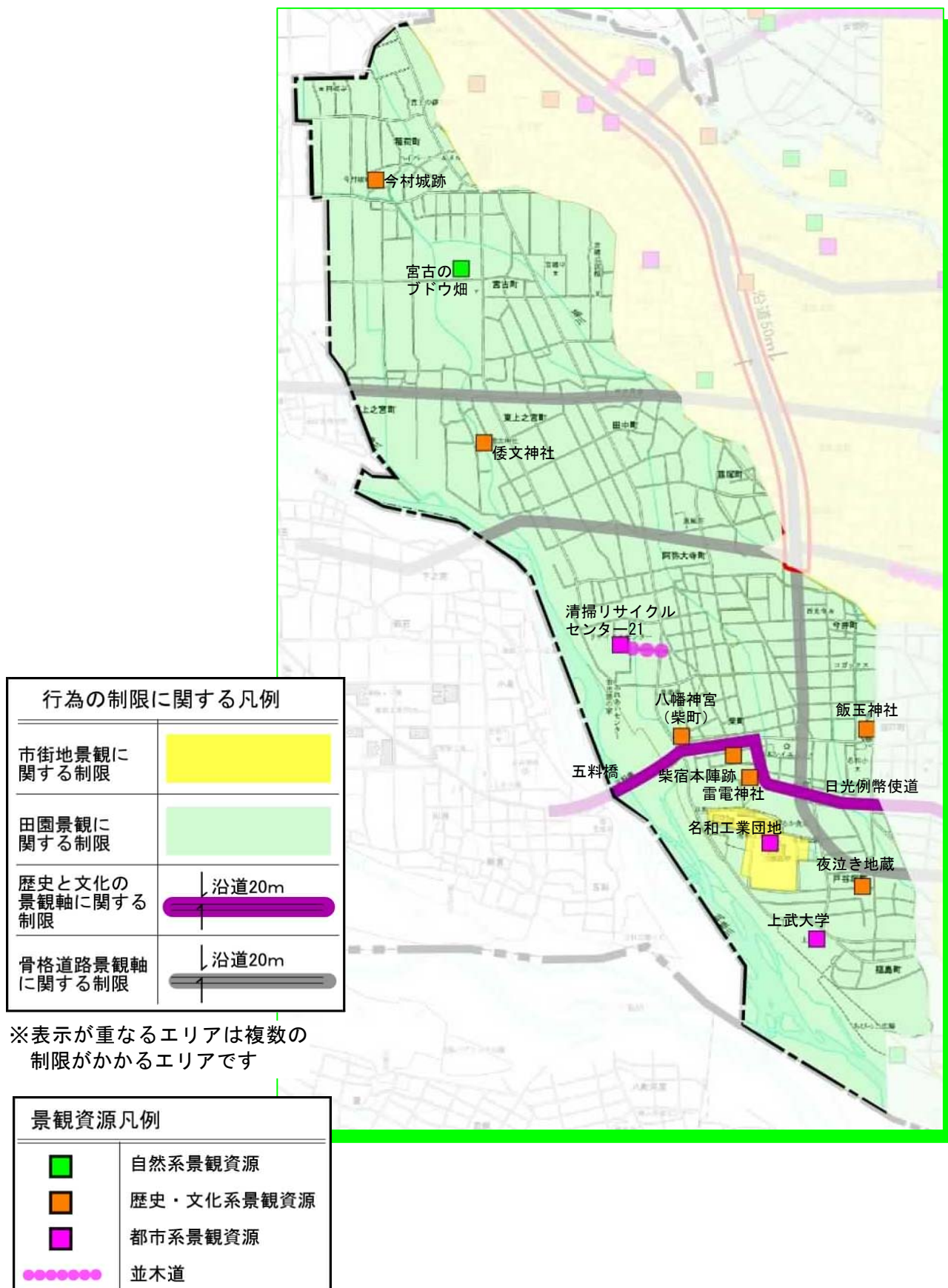
清掃リサイクルセンター21周辺  
は山並みの眺望点となっている



特徴のある豊かな田園風景が広がっ  
ている

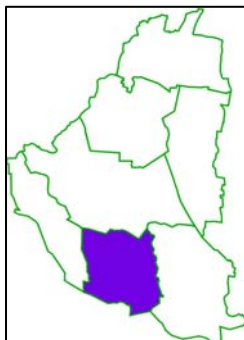


【地域別景観計画図】



## ⑥ 南部地域

### 《特性・位置づけ等》



- ・利根川や広瀬川は、河川緑地や水辺空間を有しており、沿川に整備されたサイクリングロードは、山並みの眺望点になっています。
- ・日光例幣使道の一部では、右赤城（西から東へ進む際、左手に見えていた赤城山が右手に見える街道の名所）などの歴史・文化系景観資源が保全されています。
- ・坂東大橋は、本市への玄関口となっており、坂東大橋石山線は中央地域や北部地域を結ぶ骨格道路景観軸となっています。
- ・坂東大橋周辺や利根川沿いの工業団地には工場等が集積しており、その周辺には農地が分布しています。
- ・いせさき市民のもり公園や子供のもり公園伊勢崎等、大規模な公園が整備されています。
- ・保泉ニュータウンやリバータウン広瀬では、建築協定により整備が行われていました。

### 《方針》

- 豊かな田園風景の保全や、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
- 利根川、広瀬川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 日光例幣使道沿道の景観形成について検討します。
- 幹線道路の沿道景観の向上に努めます。
- 上毛三山の山並みや河川景観との調和が図られた坂東大橋石山線沿道の景観を整え、市、県の玄関口としての景観づくりを進めます。

全体的に河川に面した平坦地を有し山々が景観を特徴づける目印（ランドマーク）として眺望できるため、山々の輪郭線と田園の広がりで構成される景観を維持します。

河川と道路の交点がゲートとして意識され、山々と田園で構成される眺めを共有する「場」とします。

日光例幣使道沿道は、旧道の歴史を感じさせる景観を維持します。

子供のもり公園伊勢崎やいせさき市民のもり公園、古墳、屋敷林等が主な緑のアクセントとなり、緑が眺めに映えるよう際立たせます。

住宅地、工業団地は、田園風景の一要素として、広大な田園と山並みの風景に馴染むようにします。



坂東大橋は本市への玄関口となっている

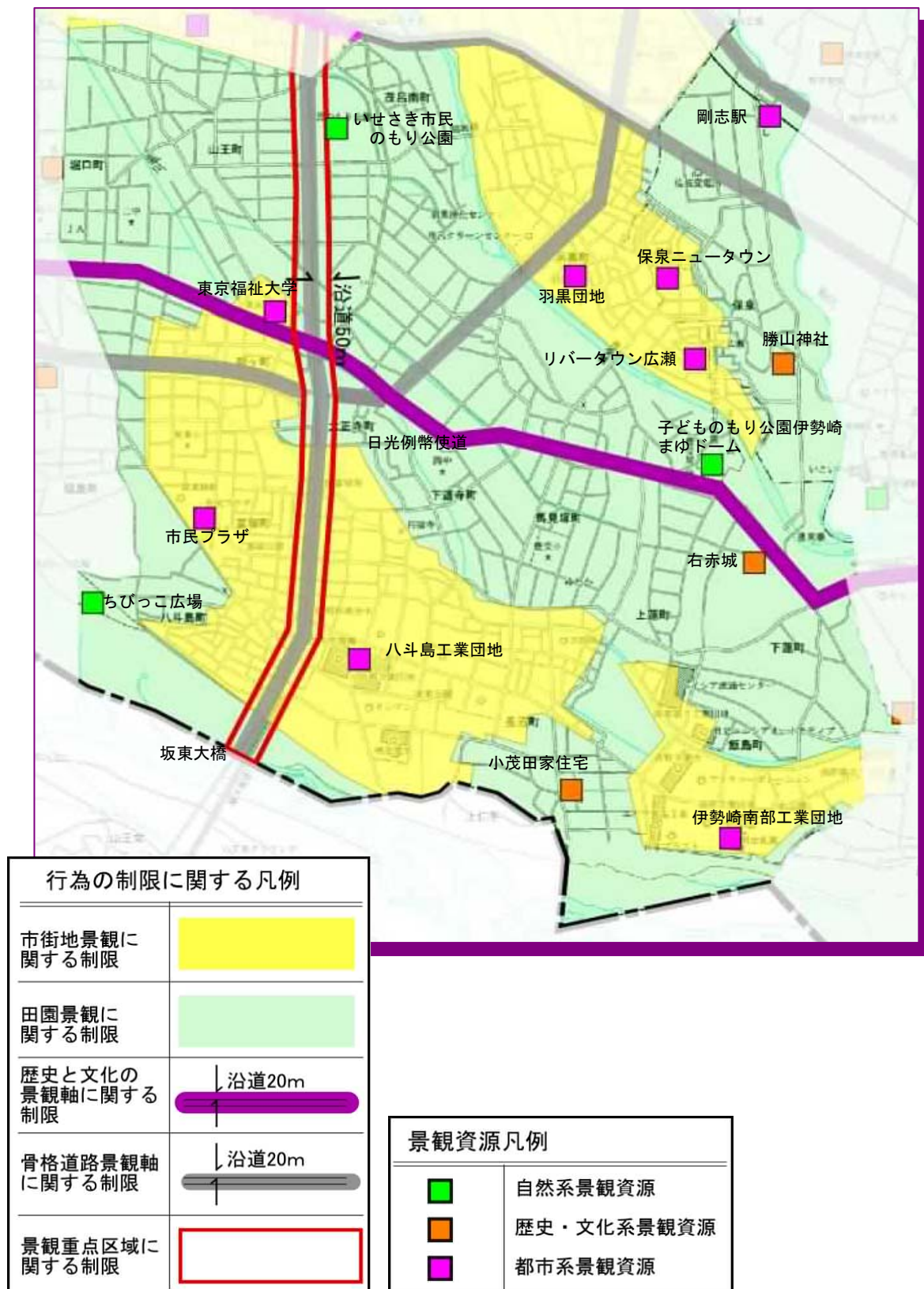


いせさき市民のもり公園からは上毛三山の山並みが一望できる



子どものもり公園伊勢崎は緑や小川など自然と親しめる空間が形成されている

【地域別景観計画図】



※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです



## ⑦ 南東部地域

### 《特性・位置づけ等》



- ・利根川河川敷に位置し、田園風景が広がっています。
- ・境町駅周辺を中心に養蚕・織物に関する歴史・文化系景観資源が残存します。
- ・江戸時代に整備された日光例幣使道があり、かつては利根川の舟運とともに陸運の要地として栄えてきました。
- ・国道 17 号（上武道路）、国道 354 号が縦横断する交通利便性により工業団地が立地しています。

### 《方針》

- 田園風景の保全や、農地と周辺工業地・住宅地との調和を図ります。
- 利根川、広瀬川沿いの河川景観の保全、活用に努めます。
- 日光例幣使道沿道の景観形成について検討します。
- 幹線道路の沿道景観の向上に努めます。
- 蚕業に関わる産業遺構など歴史・文化系景観資源の発掘と活用に努めます。

農業の営みがもたらす景観（農地、農家住宅、季節ごとに変化する作物）の維持に努めます（境島村地区など）。

工業団地は、田園風景の一要素として、広大な田園と山並みの風景に馴染むようにします。  
日光例幣使道沿道は、旧道の歴史を感じさせる景観を維持します。



境島村周辺には田園風景が広がっている



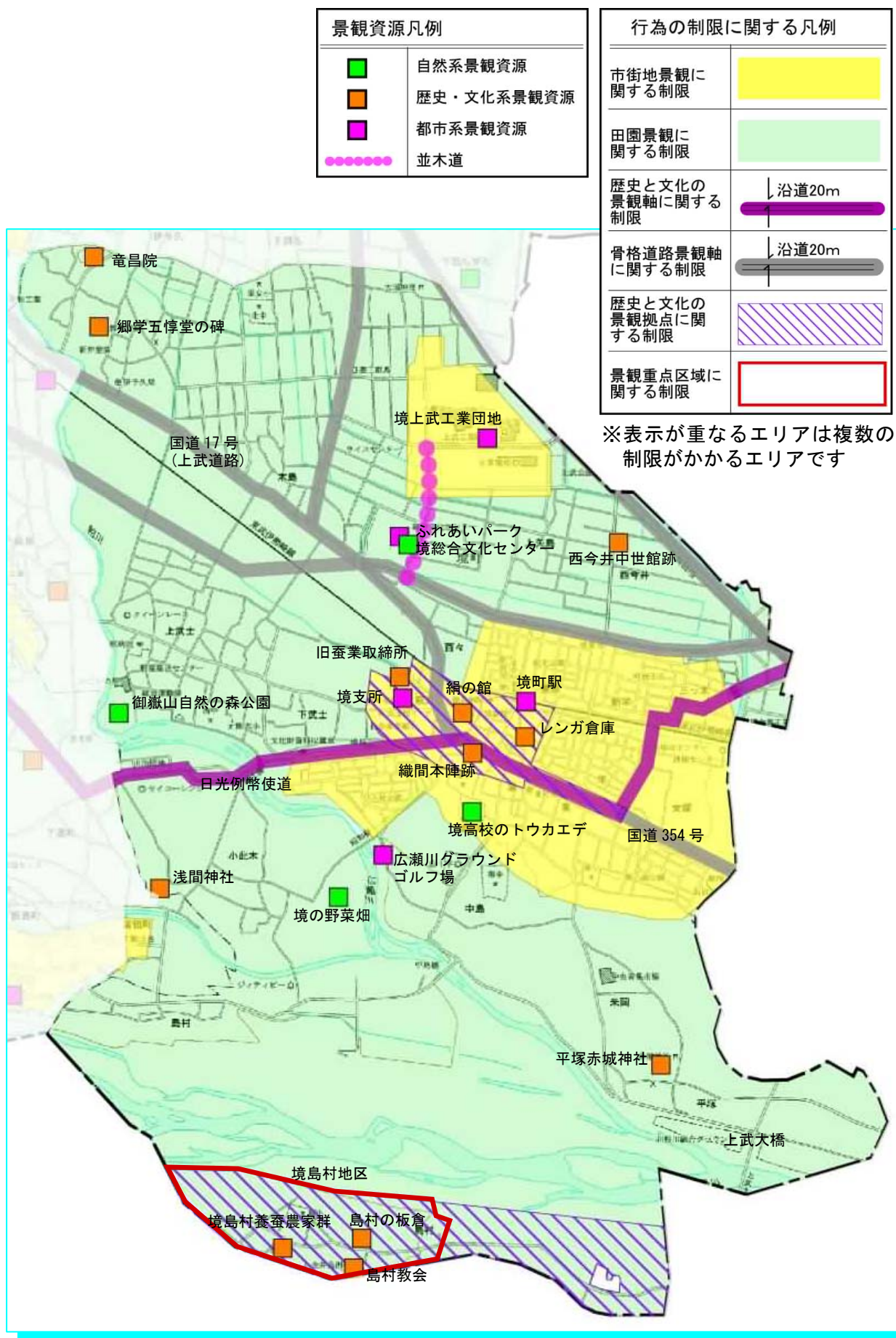
絹の館などの歴史・文化系景観資源が点在している



境島村の養蚕農家群は蚕業の歴史を今に伝えている



【地域別景観計画図】



# 3

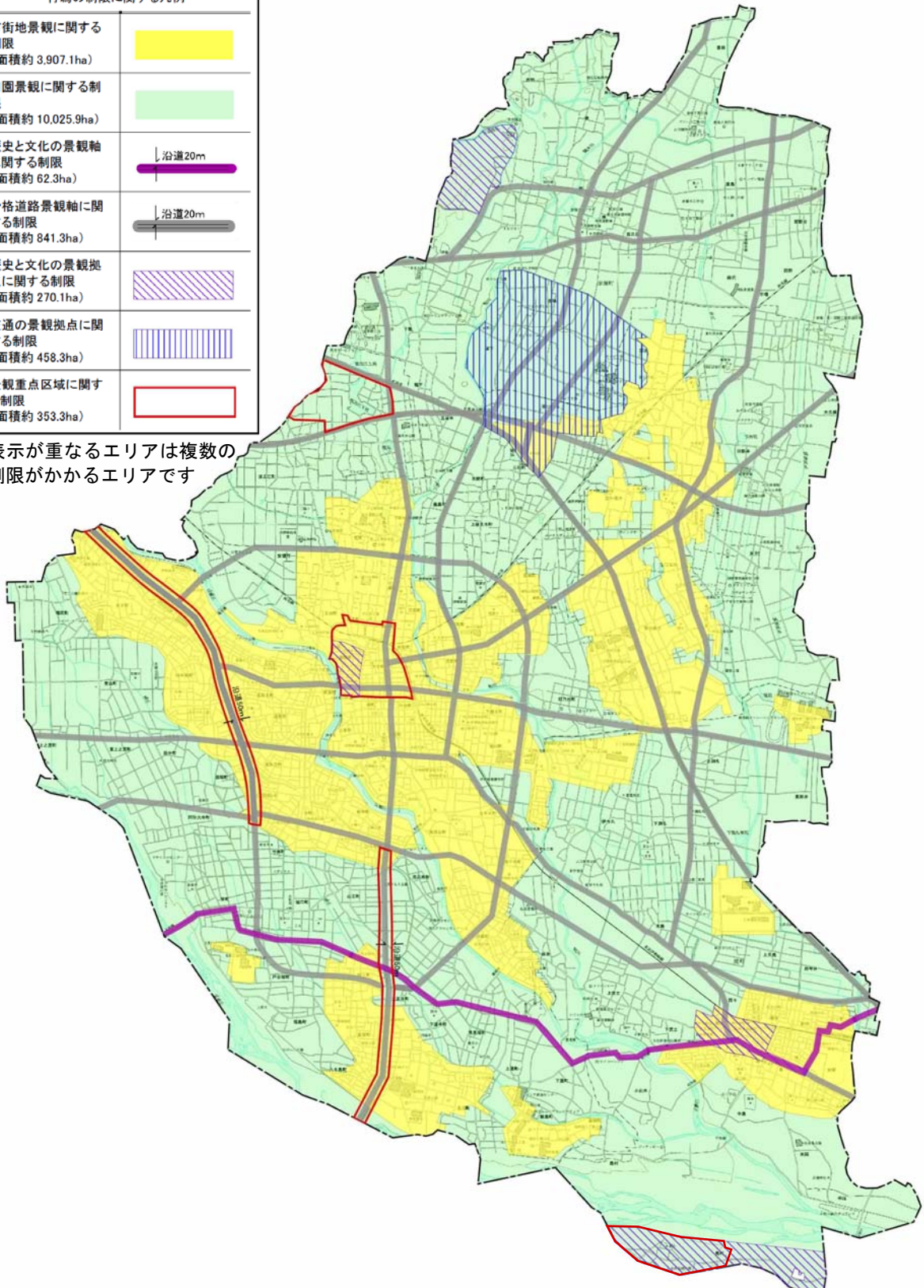
## 行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）

前項に示した「良好な景観の形成に関する方針」を踏まえ、これを実現するために、各景観構造別に、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等を対象として、その行為の制限を定めます。

【景観計画図】

| 行為の制限に関する凡例                       |  |
|-----------------------------------|--|
| 市街地景観に関する制限<br>(面積約 3,907.1ha)    |  |
| 田園景観に関する制限<br>(面積約 10,025.9ha)    |  |
| 歴史と文化の景観軸に関する制限<br>(面積約 62.3ha)   |  |
| 骨格道路景観軸に関する制限<br>(面積約 841.3ha)    |  |
| 歴史と文化の景観拠点に関する制限<br>(面積約 270.1ha) |  |
| 交通の景観拠点に関する制限<br>(面積約 458.3ha)    |  |
| 景観重点区域に関する制限<br>(面積約 353.3ha)     |  |

※表示が重なるエリアは複数の制限がかかるエリアです





【行為の制限に関する事項一覧表】

○：該当する行為の制限を示す  
 ▲：河川に面する敷地に関する事項

| 記述内容        |                              | 構造区分                                             | 土地利用      |      | 軸                 |             | 拠点                 |             |
|-------------|------------------------------|--------------------------------------------------|-----------|------|-------------------|-------------|--------------------|-------------|
|             |                              |                                                  | 市街地<br>景観 | 田園景観 | 歴史と<br>文化の<br>景観軸 | 骨格道路<br>景観軸 | 歴史と<br>文化の<br>景観拠点 | 交通の<br>景観拠点 |
| 行為の制限に関する事項 | 建築物・工作物の形態・意匠<br>建築物・工作物の建設等 | 敷地周辺の景観の状況を把握し、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める           | ○         |      |                   |             | ○                  | ○           |
|             |                              | 丘陵地、屋敷林、山並みを意識し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の田園景観に調和するよう努める |           | ○    |                   |             |                    |             |
|             |                              | 長大な壁面を避け、空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する    | ▲         | ○    |                   | ○           |                    | ○           |
|             |                              | 商業施設の低層部については、明るく賑わいあるデザインとする                    | ○         |      |                   |             |                    |             |
|             |                              | 駐車場、駐輪場、ごみ置き場等の付属施設は、建築物や周辺の街並みに配慮する             | ○         |      |                   |             |                    |             |
|             |                              | 大規模な建築物は、道路からできるだけ後退する                           |           |      |                   | ○           |                    |             |
|             |                              | 外壁等は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮する             | ○         |      |                   | ○           |                    | ○           |
|             | 建築物・工作物の色彩                   | 自然景観の季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色調を基調とする     | ▲         | ○    |                   |             |                    |             |
|             |                              | 壁面等に配慮し、周辺の歴史・文化系景観資源に調和した色彩や素材とする               |           |      | ○                 |             | ○                  |             |
|             |                              | 橋梁については、落ち着いた低彩度色を基調とする                          | ○         | ○    |                   |             |                    |             |
|             |                              | 建築物の地色を活かした色彩とし、周囲の広告物と共通性のある配色やデザインに配慮する        | ○         |      | ○                 | ○           | ○                  | ○           |
|             | 屋外広告物                        | 自然色素材と共通する色彩を基調とし、自然と調和したデザインに配慮する               | ▲         | ○    |                   |             |                    |             |
|             |                              | 空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する             | ▲         | ○    |                   |             |                    |             |
|             |                              | 橋詰周辺については、赤城山等への眺望景観に配慮する                        | ○         | ○    |                   |             |                    |             |
|             |                              | 生垣による緑化の推進や、塀等を設置する場合は、自然素材を使用したり、緑化による修景を行う     | ▲         | ○    |                   |             |                    |             |
|             | 敷地・外構                        | 塀等を設置する場合は、歴史的風情を感じる垣・柵等とする                      |           |      | ○                 |             | ○                  |             |
|             |                              | 生垣などにより、できるだけ敷地を緑化する                             | ○         | ○    |                   |             |                    |             |
|             | 緑化                           | 樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う                          | ○         | ○    |                   |             |                    |             |
|             |                              | 樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮する                | ○         | ○    |                   |             |                    |             |
|             | 開発行為                         | 敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かした開発を行う                   | ○         | ○    |                   |             |                    |             |



## 3-1 市街地景観に関する行為の制限

生活の基本空間である住宅地や産業系の土地利用の特性に応じた適正な景観誘導を図ります。



リバータウン広瀬



田中島町



保泉ニュータウン

|               |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物・工作物の形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地周辺の景観の状況を把握し、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める</li> <li>駐車場、駐輪場、ごみ置き場等の付属施設は、建築物や周辺の街並みに配慮する</li> <li>商業施設の低層部については、明るく賑わいあるデザインとする</li> <li>河川に面する敷地においては、長大な壁面を避け、空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する</li> </ul>   |
| 建築物・工作物の色彩    | <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁等は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮する</li> <li>河川に面する敷地においては、自然景観の季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色調を基調とする</li> <li>橋梁については、落ち着いた低彩度色を基調とする</li> </ul>                                                          |
| 屋外広告物         | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の地色を活かした色彩とし、周囲の広告物と共通性のある配色やデザインに配慮する</li> <li>河川に面する敷地においては、自然色素材と共通する色彩を基調とし、自然と調和したデザインに配慮する</li> <li>河川に面する敷地においては、空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する</li> <li>橋詰周辺については、赤城山等への眺望景観に配慮する</li> </ul> |
| 敷地・外構         | <ul style="list-style-type: none"> <li>河川に面する敷地においては、生垣による緑化の推進や、塀等を設置する場合は、自然素材を使用したり、緑化による修景を行う</li> </ul>                                                                                                                                         |
| 緑化            | <ul style="list-style-type: none"> <li>生垣などにより、できるだけ敷地を緑化する</li> <li>樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う</li> <li>樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮する</li> </ul>                                                                                                   |
| 開発行為          | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かした開発を行う</li> </ul>                                                                                                                                                                     |

## 3-2 田園景観に関する行為の制限

農地や水路などの適切な維持により、ゆとりと潤いを感じられる風景要素を保全します。



三和町



東小保方町



東上之宮町

|               |                                                                                                                                                                       |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物・工作物の形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>丘陵地、屋敷林、山並みを意識し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の田園景観に調和するよう努める</li> <li>長大な壁面を避け、空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する</li> </ul>             |
| 建築物・工作物の色彩    | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観の季節の移り変わりを考慮し、木材や石材などの自然素材色と共通する色調を基調とする</li> <li>橋梁については、落ち着いた低彩度色を基調とする</li> </ul>                                       |
| 屋外広告物         | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然色素材と共通する色彩を基調とし、自然と調和したデザインに配慮する</li> <li>空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する</li> <li>橋詰周辺については、赤城山等への眺望景観に配慮する</li> </ul> |
| 敷地・外構         | <ul style="list-style-type: none"> <li>生垣による緑化の推進や、塀等を設置する場合は、自然素材を使用したり、緑化による修景を行う</li> </ul>                                                                        |
| 緑化            | <ul style="list-style-type: none"> <li>生垣などにより、できるだけ敷地を緑化する</li> <li>樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う</li> <li>樹姿や樹勢が優れた良好な樹木がある場合は、修景に活かすよう配慮する</li> </ul>                    |
| 開発行為          | <ul style="list-style-type: none"> <li>敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かした開発を行う</li> </ul>                                                                                      |

### 3-3 歴史と文化の景観軸に関する行為の制限

歴史を今に伝える旧道、沿道建物などの景観や遊歩道の整備などにより回遊性を高めます。



日光例幣使道 柴宿本陣跡周辺



日光例幣使道 境町駅周辺

|            |                                                                                             |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物・工作物の色彩 | <ul style="list-style-type: none"> <li>壁面等に配慮し、周辺の歴史・文化系景観資源に調和した色彩や素材とする</li> </ul>        |
| 屋外広告物      | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の地色を活かした色彩とし、周囲の広告物と共通性のある配色やデザインに配慮する</li> </ul> |
| 敷地・外構      | <ul style="list-style-type: none"> <li>塀等を設置する場合は、歴史的風情を感じる垣・柵等とする</li> </ul>               |

### 3-4 骨格道路景観軸に関する行為の制限

市内を通る国道、県道、環状道路などの主要幹線道路について、沿道景観の誘導や山々への眺望を確保した景観形成を図ります。



上武道路



西部幹線



北部環状線

|               |                                                                                                                                 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物・工作物の形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>長大な壁面を避け、空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する</li> <li>大規模な建築物は、道路からできるだけ後退する</li> </ul> |
| 建築物・工作物の色彩    | <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁等は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮する</li> </ul>                                          |
| 屋外広告物         | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の地色を活かした色彩とし、周囲の広告物と共通性のある配色やデザインに配慮する</li> </ul>                                     |



### 3-5 歴史と文化の景観拠点に関する行為の制限

伊勢崎駅周辺、境町駅周辺など、歴史や文化を伝える建造物や遺跡等の存在する地区の保全・活用を図ります。



いせさき明治館



絹の館



旧時報鐘楼

|               |                                             |
|---------------|---------------------------------------------|
| 建築物・工作物の形態・意匠 | ・ 敷地周辺の景観の状況を把握し、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める    |
| 建築物・工作物の色彩    | ・ 壁面等に配慮し、周辺の歴史・文化系景観資源に調和した色彩や素材とする        |
| 屋外広告物         | ・ 建築物の地色を活かした色彩とし、周囲の広告物と共通性のある配色やデザインに配慮する |
| 敷地・外構         | ・ 塀等を設置する場合は、歴史的風情を感じる垣・柵等とする               |

### 3-6 交通の景観拠点に関する行為の制限

緑あふれる市の玄関口となるよう、個性と潤いある景観形成を図ります。



伊勢崎インターチェンジ周辺

|               |                                                                                                                                                     |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 建築物・工作物の形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地周辺の景観の状況を把握し、地域全体として調和のとれたものとなるよう努める</li> <li>・ 長大な壁面を避け、空を背景とした山や建築物等の輪郭線（スカイライン）に与える影響を軽減する</li> </ul> |
| 建築物・工作物の色彩    | ・ 外壁等は、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮する                                                                                                              |
| 屋外広告物         | ・ 建築物の地色を活かした色彩とし、周囲の広告物と共通性のある配色やデザインに配慮する                                                                                                         |

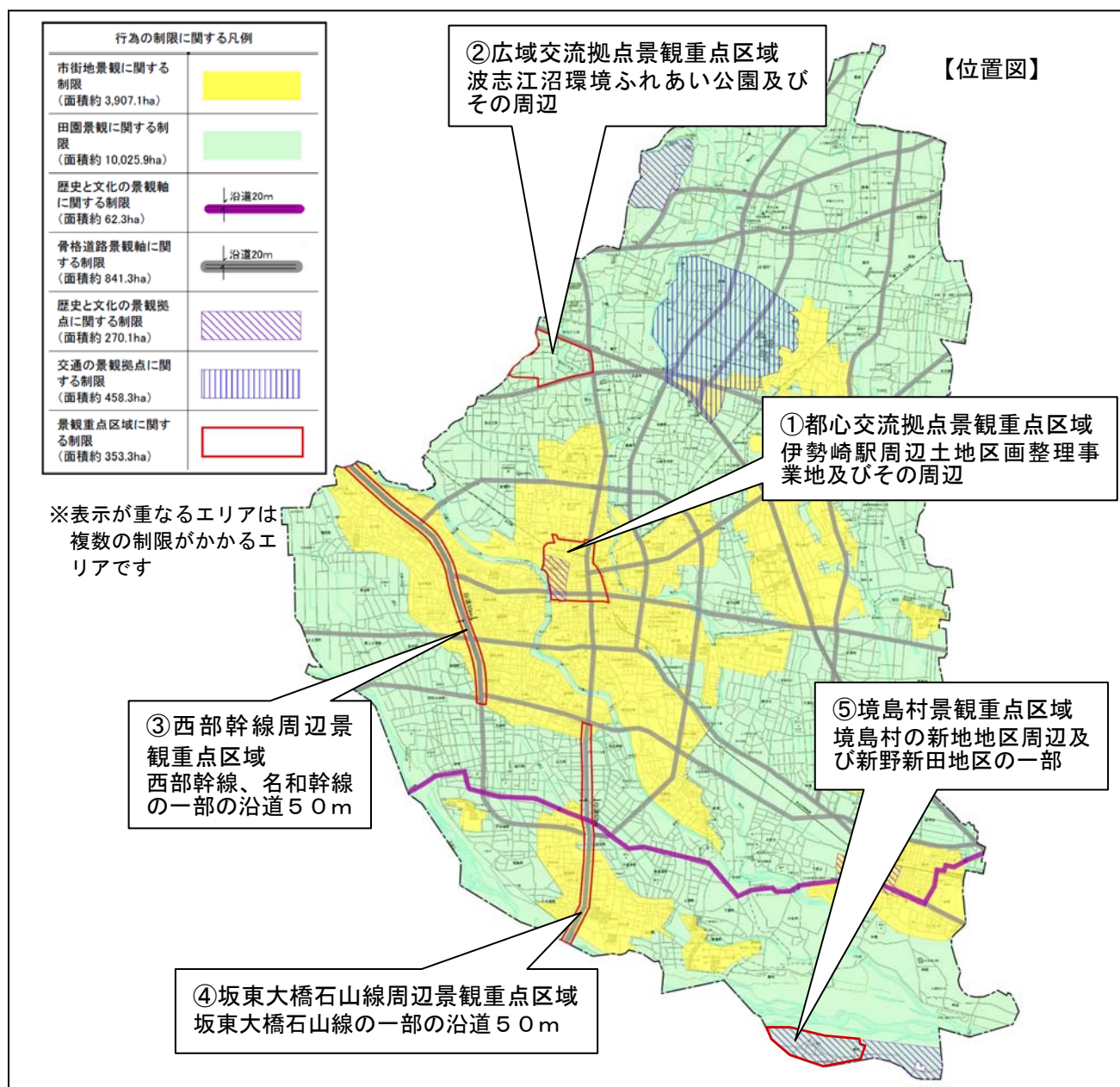
### 3-7 景観重点区域に関する行為の制限

景観形成のモデルとして先導的に景観まちづくりにとりくむ区域とその方向性を定めます。

市内の景観的な特徴を現す一定の範囲や今後5年間程度の間には都市基盤整備など事業実施が予定されているなど今後の変動が予想される地区等とします。

本区域に関する事項は基本的に行政が主体となって行う景観まちづくりであり、これを契機に市民等への意識啓発、今後の市民提案等の規範となることを期待するものです。また、将来的に地域住民等、関係者との協議が可能な範囲で合意が得られるものについては、景観地区の指定等を検討します。

| 設 定              | 対象範囲（面積）                        |
|------------------|---------------------------------|
| ①都心交流拠点景観重点区域    | 伊勢崎駅周辺土地区画整理事業地及びその周辺（約102.4ha） |
| ②広域交流拠点景観重点区域    | 波志江沼環境ふれあい公園及びその周辺（約84.0ha）     |
| ③西部幹線周辺景観重点区域    | 西部幹線、名和幹線の一部の沿道50m（約63.7ha）     |
| ④坂東大橋石山線周辺景観重点区域 | 坂東大橋石山線の一部の沿道50m（約48.9ha）       |
| ⑤境島村景観重点区域       | 境島村の新地地区周辺及び新野新田地区の一部（約54.3ha）  |



## 景観重点区域に関する行為の制限

## ① 都心交流拠点景観重点区域

伊勢崎駅前～本町通りにおける街並みや色彩等の統一性・連続性を確保します。

歴史・文化系景観資源と周辺の街並みや色彩との調和を図ります。

広瀬川の橋詰広場周辺の眺望を確保します。

誰もが安心安全に楽しく歩くことができる歩行空間を確保します。

## 【対象範囲】

- ・伊勢崎駅周辺土地区画整理事業地及びその周辺  
(約 102.4ha)



本町

## ■建築物、工作物に関する誘導

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街並みの連続性に配慮し、周囲と調和する形態・意匠、素材を用いるか、同等の効果が得られる処理を工夫する</li> <li>・歩道に面する建物低層部については賑わいが感じられる工夫を施すようにする</li> <li>・屋外階段、設備等が歩道側に配置される場合は、露出を避けるとともに、建築物本体と同等の素材を極力用いるようにする</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                   |
| 色彩    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁等の基調色については、天空、緑などの「自然」を活かす風合い、商品や街で活動する人々をひきたてるよう低明度・彩度を基本とする</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>《避けたほうがよい色》</p> <p>明度 7 以上の場合、彩度は 2 を超える色</p> <p>明度 5 以上 7 未満の場合、彩度は 3 を超える色</p> <p>明度 5 未満の場合、彩度は 4 を超える色</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強調色として用いる色数はできるだけ少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限に留める</li> </ul> |
| 敷地・外構 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・隣地の距離を確保して、敷地間相互のゆとりをできるだけ確保する。</li> <li>・歩道に接する敷地は、舗装の素材や色調の統一を図るとともに、できるだけ段差の生じない仕上げとする</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

## ■屋外広告物に関する誘導

伊勢崎市屋外広告物条例により、景観形成型広告物整備地区等に指定します。



## 景観重点区域に関する行為の制限

### ② 広域交流拠点景観重点区域

北関東自動車道の全線開通に向けて、波志江パーキングエリア周辺にレジャー機能と波志江沼環境ふれあい公園の親水機能を連携した、多くの家族連れが楽しめる集客性の高い、やすらぎ空間の景観形成を図ります。

#### 【対象範囲】

- ・波志江沼環境ふれあい公園及びその周辺  
(約 84.0ha)



波志江沼環境ふれあい公園

#### ■屋外広告物に関する誘導

伊勢崎市屋外広告物条例により、禁止地域および景観形成型広告物整備地区等に指定します。

## 景観重点区域に関する行為の制限

### ③ 西部幹線周辺景観重点区域

沿道商業地などのにぎわいを保ちつつ周辺環境との調和に配慮します。

#### 【対象範囲】

- ・西部幹線、名和幹線の一部の沿道 50m  
(約 63.7ha)



西部幹線

#### ■建築物、工作物に関する誘導

#### 色彩

- ・外壁等の基調色については、天空、緑などの「自然」を活かす風合い、商品や街で活動する人々をひきたてるよう低明度・彩度を基本とする

《避けたほうがよい色》

明度 7 以上の場合、彩度は 2 を超える色

明度 5 以上 7 未満の場合、彩度は 3 を超える色

明度 5 未満の場合、彩度は 4 を超える色

- ・強調色として用いる色数はできるだけ少なくするとともに、際立つ色彩の使用面積は最小限に留める

#### ■屋外広告物に関する誘導

伊勢崎市屋外広告物条例により、景観形成型広告物整備地区等に指定します。

## 景観重点区域に関する行為の制限

## ④ 坂東大橋石山線周辺景観重点区域

河川沿いの広がる水平線と山並みの輪郭線を保全します。

赤城山の山並みを借景とし、坂東大橋が景観を特徴づける目印（ランドマーク）として際立つ、伊勢崎市の玄関口を形成します。

## 【対象範囲】

- ・坂東大橋石山線の一部の沿道 50m  
（約 48.9ha）



坂東大橋石山線

## ■屋外広告物に関する誘導

伊勢崎市屋外広告物条例により、禁止地域および景観形成型広告物整備地区等に指定します。

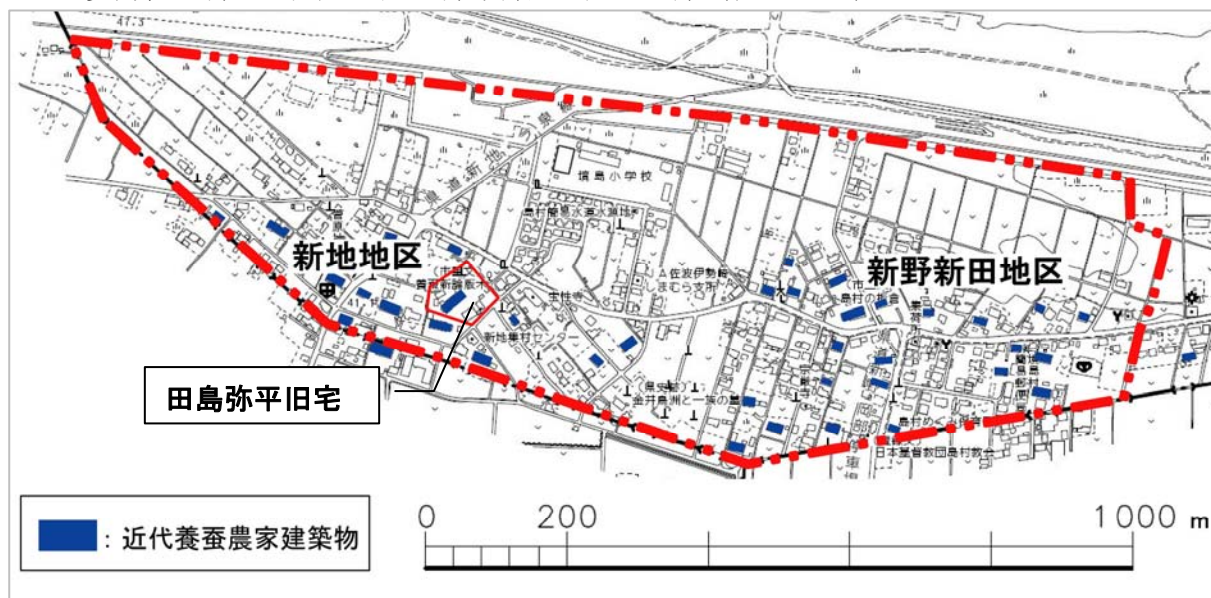
## ⑤ 境島村景観重点区域

良好な近代養蚕農家建築物群が残る集落地の景観を保全することを目的に、境島村景観重点区域において、以下の設定を行います。

### 《特性・位置づけ等》

#### 【対象範囲】

- ・境島村の新地地区周辺及び新野新田地区の一部（約 54.3ha）



区域図

#### 【成り立ち】

本区域は利根川の中流域に位置し、河川改修が行われた大正3年（1914年）までは洪水にたびたび見舞われ、その度に河川の区域や土地の状況が変化し、次第に住居が北岸・南岸へ移転していきました。新地・新野新田など集落地名の「新」がそれを示しています。利根川の洪水が土地の面積を狭小にしたため、集落が接近し、建物が密集するようになりました。



新地地区の航空写真

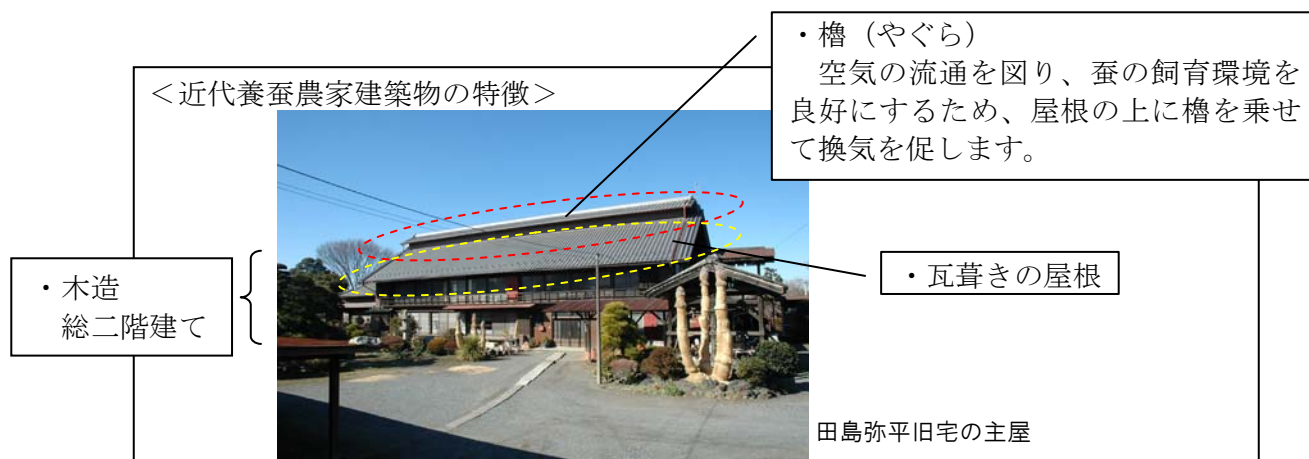


## 【景観特性】

## ●近代養蚕農家建築物群

本区域は、江戸末期から明治中期にかけて蚕種の輸出で知られ、長野県上田地域や福島県信達地域とともに、蚕種の一大生産地として形成されてきました。明治初年頃には、養蚕農家が境島村の約3分の2を占めるようになりました。

代表的な近代養蚕農家建築物である田島弥平旧宅は、通風を重視した蚕の飼育法「清涼育」を開発した田島弥平により文久3年（1863年）に建築されました。主屋兼蚕室は、木造2階建てで間口約25m、奥行き約9mと県内でも最大級となっています。また、切妻造瓦葺きの屋根に風通しを考え、換気用の櫓（やぐら）を付けた近代養蚕農家建築物の原点となった建築物です。



田島弥平旧宅の外観



田島弥平旧宅の門構え

## ●良好な集落景観と河川堤防から望む眺望

本区域には、現在も多くの近代養蚕農家建築物が残っており、利根川と平行に走る道沿いに屋敷地を構え、主屋を屋敷地の奥に配し、周辺の自然や農地と調和した、ゆとりある集落を形成しています。養蚕関連施設（蚕種冷蔵庫、蚕種催青所）も現存しており、人々の生業が変わるなかでも日常生活の場として使われています。

また、「かしぐね」と呼ばれる建築物の北面と西面に作る高さ10m近くあるシラカシの生垣や、竹林やケヤキなどの屋敷林は、緑豊かな景観を形づくり、平坦な集落景観にアクセントを与えています。

利根川に沿って続く土手の上からは、山並みを背景に豊かな農地が広がり、良好な集落景観を望むことができます。



集落の眺め



かしぐね

### ●歴史・文化系景観資源

寺院、神社、蚕種業に関する顕彰碑、水害防止を祈願した石造物といった、地域の歴史や文化を物語る資源が点在しています。

島村教会（国・登録有形文化財）は、島村に住む蚕種業者がヨーロッパへ蚕種の直輸出へ行った際にキリスト教にふれ、帰国後の明治 30 年（1897 年）に現在の場所に建築されました。洋風の意匠で半切妻の屋根や木造の柱や梁をそのまま見せる「ハーフティンバー」風の玄関が特徴となり、区域のシンボルとなる景観を形成しています。

その他にも、南画（中国発祥の絵画）家の金井島洲ら一族の墓（群馬県指定史跡）などの歴史を伝える資源が残されています。



島村教会



金井島洲ら一族の墓

## 《景観形成方針》

### ●近代養蚕農家建築物群を特徴とした集落景観の保全

- ・現存する近代養蚕農家建築物は、本市の重要な景観資源として次代へ継承します。
- ・近代養蚕農家建築物群を特徴とした集落景観を保全するとともに、これらと調和する一体的な景観の創出を目指し、屋外広告物や建築物等は周辺の景観に配慮するように、誘導します。

### ●利根川の河川堤防からの眺望景観を保全

- ・河川堤防からの眺めを重視し、良好な建築物の立地等が行われるように、適切に誘導します。

### ●歴史・文化系景観資源の保全と活用

- ・点在する寺社、石碑など歴史的な趣を際立たせる身近な歴史・文化系景観資源の発掘と活用に努めます。
- ・外部から訪れた人にとって適切な情報を伝えられるよう案内サイン、各種資源に人々を導く誘導サインの整備を検討します。

## 《行為の制限》

境島村景観重点区域においては、届出対象行為、建築物、工作物、開発行為に関する制限及び誘導は次のとおりとします。

### ■届出対象行為

| 行 為                                                                 | 届 出 対 象                                                                                                                                                                         |                                                       |
|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <b>建築物の建築等</b><br>(建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更) | 全ての建築物<br>ただし、以下のものを除く<br>(1) 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの<br>(2) 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの<br>(3) 改築で、外観の変更を伴わないもの |                                                       |
| <b>工作物の建設等</b><br>(工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更) | ①さく、塀、擁壁の類                                                                                                                                                                      | 高さ 0.6mかつ長さ 2 m を超えるもの                                |
|                                                                     | ②電波塔、物見塔、装飾塔の類<br>③煙突、排気塔の類<br>④高架水槽、冷却塔の類<br>⑤鉄筋コンクリート・金属製の柱の類<br>⑥電線路又は空中線系（その支持物を含む。）                                                                                        | 高さ（建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとする）が 4 m を超えるもの |
|                                                                     | ⑦観覧車等の類の遊戯施設<br>⑧アスファルトプラント等の製造施設の類<br>⑨自動車車庫専用の立体的施設<br>⑩石油等の貯蔵・処理施設<br>⑪污水处理施設等の類                                                                                             | 高さ 4 m 又は築造面積 10 m <sup>2</sup> を超えるもの                |
|                                                                     | ⑫彫像、記念碑の類                                                                                                                                                                       | 高さ 4 m を超えるもの                                         |
|                                                                     | ただし、以下のものを除く<br>(1) 高さ（建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計）が 4 m を超える新設で、当該行為に係る部分の高さが 1.5m 以下のもの<br>(2) 改築又は増築で、高さが当該行為前の高さ以下のもの<br>(3) ①～⑫の建設等で、外観の変更を伴わないもの                      |                                                       |
|                                                                     |                                                                                                                                                                                 |                                                       |
| <b>開発行為</b>                                                         | 面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるもの又は高さ 1.5m、かつ、長さ 10m を超える法面若しくは擁壁を生ずるもの                                                                                                             |                                                       |



## ■建築物、工作物、開発行為に関する制限及び誘導

|       |                                                                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高さ    | ・ 高さの最高限度は 10m とする                                                                                                |
| 配置    | ・ 近代養蚕農家建築物や自然景観を活かす配置とする                                                                                         |
| 形態・意匠 | ・ 建築物の屋根は、陸屋根のような単調な形状とせず、切妻や寄棟などの勾配のある屋根とする（ただし、駐車場は除く）                                                          |
|       | ・ 近代養蚕農家建築物及び石碑、屋敷林など歴史的な景観資源と調和したものとし、奇抜なものは避ける                                                                  |
|       | ・ 建築物の増築、外観の修繕若しくは模様替え、又は色彩の変更を行う場合は、落ち着いたものとする                                                                   |
|       | ・ 建築物（一戸建ての専用住宅を除く）には、櫓を設置しない。但し、一戸建ての専用住宅は、近代養蚕農家建築物の景観を著しく損なわないものとする                                            |
|       | ・ 室外機などの設備等は、できるだけ道路や公共の場所から見えないように配置して、必要に応じ格子やルーバーなど囲いを設けるなど工夫する                                                |
| 色彩    | ・ 近代養蚕農家建築物及び石碑、屋敷林など歴史的な景観資源と調和した色彩や素材とする                                                                        |
|       | ・ 屋根は無彩色又は低彩度色とする                                                                                                 |
|       | ・ 建築物の外観など大きな面積については、次の色は使用しない<br>明度 7 以上の場合、彩度は 2 を超える色<br>明度 5 以上 7 未満の場合、彩度は 3 を超える色<br>明度 5 未満の場合、彩度は 4 を超える色 |
|       | ・ 強調色として用いる色数はできるだけ少なくし、刺激的な色彩の使用は避ける                                                                             |
| 敷地・外構 | ・ 道路又は隣地の建物の外壁との距離を確保して、隣地相互のゆとりをできるだけ確保する                                                                        |
|       | ・ 敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、柵や塀を設ける場合は、できるだけ高さを抑え、周辺景観と調和させる                                                           |
|       | ・ できるだけ現存する石垣の保存に努め、新設する場合も、できるだけ石材等の自然素材を用いる                                                                     |
| 緑化    | ・ 「かしぐね」など屋敷林をできるだけ保全・活用し、できるだけ敷地を緑化する                                                                            |
| 開発行為  | ・ 敷地周辺の景観の状況を把握し、地形や植生を活かした開発を行う                                                                                  |

## ■屋外広告物に関する誘導

伊勢崎市屋外広告物条例により、禁止地域および景観形成型広告物整備地区に指定します。

## 4

## 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

(法第8条第2項第4号イ関係)

### 4-1 基本事項

屋外広告物については良好な景観を構成する重要な要素と位置づけ、市全域において行為の制限を定めます。

### 4-2 制限に関する事項

#### 制限に関する事項(1) 市全域

共通および個別の許可基準を設け、双方による誘導を行います。

##### 【共通許可基準】

##### ◎良好な景観の形成又は風致の維持に関するもの

- ・特に景観に配慮すべき地域では、広告物の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠などが周囲の景観と調和していること
- ・広告物の裏面、側面、脚部などの広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成又は風致の維持のために配慮されたものであること
- ・ネオンサインその他の照明を使用する広告物は、美観の維持に必要な対策を講じること
- ・蛍光塗料、蛍光フィルム又は反射光の強い塗料を使用しないこと
- ・住宅地など落ち着いた雰囲気が求められる場所等では、極端に鮮やかな色やけばけばしく点滅する広告物は設置しないこと

##### ◎その他

- ・危険防止に配慮したものであること
- ・道路交通に支障がないものであること

#### 制限に関する事項(2) 重点区域

伊勢崎市屋外広告物条例により、伊勢崎駅周辺、波志江沼環境ふれあい公園周辺、西部幹線沿道、坂東大橋石山線の一部の沿道等を、景観形成型広告物整備地区等に指定し、一般基準より強化して誘導します。

また、境島村景観重点区域を景観形成型広告物整備地区に指定し、良好な景観の形成を図るため、以下の基本方針を定めます。

##### 境島村景観重点区域における広告物等の表示又は設置に関する基本方針

##### ① 広告物等の表示又は設置に関する基本構想

- ・近代養蚕農家建築物群を特徴とした集落景観を保全するとともに、これらと調和する一体的な景観の創出を目指し、屋外広告物や建築等は周辺の景観に配慮するように誘導する。
- ・河川堤防からの眺めを重視し、屋外広告物を適切に誘導する。

②広告物の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

【共通基準】

- ・近代養蚕農家建築物群が良好に残る集落地の景観に調和するものとする
- ・個別基準に示す広告物以外は使用しないこと
- ・建物を利用する場合は、主な屋根の軒高を超えて表示しないこと
- ・色彩は、派手な色を避け、低彩度とする。また、2㎡を超える広告は、原則としてこげ茶に白抜き文字とし、他の色が必要な場合は最小限度とする（のれんを除く）
- ・支柱等の掲出物件は、こげ茶または灰色などの低彩度のものとする

【個別基準】

| 区分           | 広告物の種類と表示面積、表示方法             |                                              |
|--------------|------------------------------|----------------------------------------------|
| 自家広告物        | 壁面広告物（建物に設置する広告板、広告塔、広告幕を含む） | 1 壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の5分の1以下               |
|              | 突出広告物                        | 突出幅は壁面から1 m以下、かつ、道路境界線から突き出さない               |
|              | 置看板                          | 一面2㎡以下、高さ2 m以下                               |
|              | 管理用広告物                       | 1㎡以下<br>建植の場合は高さ1.5m以下<br>管理上の必要に基づく最小限の数とする |
| 非自家広告物       | 管理用広告物                       | 1㎡以下<br>建植の場合は高さ1.5m以下<br>管理上の必要に基づく最小限の数とする |
|              | 簡易広告物                        | 広告旗は0.5㎡以下（国、地方公共団体が公共的目的で表示するものを除く）         |
|              | 自家広告物の簡易広告物（広告旗は0.5㎡以下）      |                                              |
| 届出不要で表示できるもの | 祭典、縁日又は年中行事のため一時的に表示するもの     |                                              |
|              | 公益上必要な施設又は物件に表示する寄贈者名等       |                                              |

◎次に掲げる広告物等は、景観形成型広告物整備地区の基本方針の適用除外となる

- ・法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- ・国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- ・公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件

◎合計表示面積が1㎡を超える広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、あらかじめ届出すること

◎この基本方針に定めのない事項については、伊勢崎市屋外広告物条例及び同施行規則で定める基準に従うこと

## 制限に関する事項（3）禁止地域

伊勢崎市屋外広告物条例により、いせさき市民のもり公園周辺の坂東大橋石山線沿道等、良好な景観の形成を図るため特に必要と認める地域を禁止地域に指定します。

また、境島村及び境平塚の一部区域にある歴史と文化の景観拠点を禁止地域に指定します。



## 4-3 既存法令等との関係

景観の維持および向上を図るため、伊勢崎市屋外広告物条例を定め、屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置について必要な制限を行います。

### 5 景観重要公共施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第4号口関係)

景観構造として位置づけた骨格道路景観軸及び河川の景観軸、歴史と文化の景観軸等については、将来の景観重要公共施設の候補とし、整備を行う際には、本市の景観を誘導する重要な軸として配慮します。また、これら以外の公共施設についても、関係機関等との協議・合意により、随時、景観重要公共施設として指定を行います。

景観重要道路内においては、工作物の道路占用の許可を行う場合は、別途、伊勢崎市景観まちづくり条例に定める事項に配慮します。

### 6 景観重要建造物の指定の方針 (法第8条第2項第3号関係)

歴史・文化的な価値を有し、市民に親しまれている建造物で、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要建造物として指定します。

特に養蚕等に関する産業遺産等、歴史・文化を今に伝える建築物等を中心として、地域住民等の発意の元に、指定することが望ましい対象を抽出し、所有者の合意の上で指定に努めます。

### 7 景観重要樹木の指定の方針 (法第8条第2項第3号関係)

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森等のうち、地域の景観形成上重要であると認められ、所有者の合意を得たものについて、景観重要樹木として指定します。

特に河川の景観軸、水と緑の拠点周辺においては、地域住民等の発意の元に、シンボルとなる樹木や、良好な景観の形成に寄与する樹木等、指定することが望ましい対象を抽出し、所有者の合意の上で指定に努めます。

### 8 景観協議会の設置の方針 (法第15条関係)

景観計画区域における良好な景観の形成を図るために協議を行う必要があるときは、景観協議会を組織します。なお、景観重要公共施設については、景観協議会を組織し、良好な景観の形成を図るために必要な協議を行います。

景観協議会は、公共施設管理者などで構成され、その他必要に応じて、関係行政機関や公益事業者、学識経験者、住民その他良好な景観形成のための活動を行う者を加えます。

また協議については、基本設計段階での助言、実施段階での審査といった段階的な協議を想定します。

### 9 附 則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年4月1日から施行する。

